

教育福祉常任委員会記録

令和7年 第1回定例会		
1 日	時	令和7年 3月12日(水) 午前10時00分 開会 午後 4時36分 閉会
2 場	所	第1委員会室
3 出席委員		藤田 義昭 委員長 宇賀神 敏 副委員長 橋本 勝浩 委員 舩生 雅秀 委員 梶原 隆 委員 佐藤 誠 委員 舘野 裕昭 委員 谷中 恵子 委員
4 欠席委員		なし
5 委員外出席者		石川 さやか 副議長
6 説明員		別紙のとおり
7 事務局職員		渡辺 議事課長 永山 書記
8 会議の概要		別紙のとおり
9 傍聴者		2名

教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
教育長		中村 仁	1名
総合政策部	財政課長	半田 和之	1名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	8名
	厚生課長	青木 康子	
	地域福祉担当	高根澤 秀明	
	障がい福祉課長	山形 弘行	
	高齢福祉課長	松島 誠	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	金子 恵美子	
	健康課長	柏熊 隆夫	
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子	5名
	子育て支援課長	古橋 芳一	
	保育課長	松島 貴行	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課こども支援係長	石嶋 明	
教育委員会事務局	教育次長	郷 昭裕	12名
	教育総務課長	佐藤 靖	
	学校再編推進室長	田仲 史枝	
	学校教育課長	羽山 好明	
	教育指導担当	吉江 紫	
	生涯学習課長	中村 陽子	
	文化課長	永岡 弘章	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校給食共同調理場長	平田 昌代	
	図書館長	大貫 陽子	
	川上澄生美術館事務長	橋本 礼子	
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久	
合 計			27名

教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号））
- 2 議案第 2 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計予算について
- 3 議案第 3 号 令和 7 年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について
- 4 議案第 5 号 令和 7 年度鹿沼市介護保険特別会計予算について
- 5 議案第 6 号 令和 7 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について
- 6 議案第 1 1 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）について
- 7 議案第 1 2 号 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 8 議案第 1 3 号 令和 6 年鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 9 議案第 1 4 号 令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 0 議案第 2 1 号 鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 1 1 議案第 2 3 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- 1 2 議案第 3 2 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 1 3 議案第 3 3 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 1 4 陳情第 1 号 総務省特別交付税を活用した上都賀総合病院運営費助成制度創設による支援を求める陳情

令和7年第1回定例会 教育福祉常任委員会概要

○藤田委員長 開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、ご説明をお願いいたします。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案13件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第1号 総務省特別交付税を活用した上都賀総合病院運営費助成制度創設による支援を求める陳情につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第1号から審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第1号 総務省特別交付税を活用した上都賀総合病院運営費助成制度創設による支援を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である上都賀厚生農業協同組合連合会代表理事会長、廣田光一様及び常務理事兼事務部長、奈良部泉様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○藤田委員長 廣田様、奈良部様、本日はお疲れ様です。

早速ですが、総務省特別交付税を活用した上都賀総合病院運営費助成制度創設による支援を求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○陳情人A おはようございます。

上都賀厚生農業協同組合連合会代表理事会長の廣田でございます。

私ども、上都賀厚生連では、上都賀総合病院、老人保健施設かみつが、訪問看護ステーションひばり、在宅介護支援センターかみつが、鹿沼中央地域包括支援センターの5事業所を運営しております。

その中で、事業規模が一番大きい、上都賀総合病院への総務省特別交付税を活用した新たな運営費助成制度の創設を求める陳情の意見陳述の機会を設けていただき、まことにありがとうございます。

上都賀総合病院を取り巻く経営環境は、国の医療費抑制政策による低い診療報酬、医

師の地域偏在、診療科偏在による医師不足、慢性的な看護師不足、医療従事者の働き方改革処遇改善、消費税損税問題等々、経営環境が厳しい状況です。

経営収支は、別冊の説明資料の4枚目でございますが、そこに上都賀厚生連の決算推移、令和元年度から令和5年度をご覧くださいと、コロナ補助金を除く、当期損益は、令和元年度がマイナス1億5,500万円、令和2年度がマイナス7億6,500万円、令和3年度がマイナス5億3,300万円、令和4年度がマイナス6億3,300万円、令和5年度がマイナス5億1,300万円。

資料にはございませんが、令和6年度は1月末時点では、マイナス4億1,100万円という状況でございます。

連年の赤字状況が続いており、すぐに事業継続できなくなるわけではございませんが、10年後には事業継続が難しくなることが予想できます。

コロナ前の患者数に戻っておらず、物価高騰などの経費増大の中、厳しい経営状況が続いており、現在経営改善に向けた成長効率化プロジェクトを進行させております。

病床稼働率の向上による収益拡大、診療報酬獲得に向けた戦略の確立、救急患者・紹介患者の増加による収益拡大、人間ドックの増加による収益拡大、差額室料等の適正化による収益拡大、地域包括ケア病棟の効果的運用による収益拡大、診療科等における人員配置の適正化、事務部の体制強化及び既往事務の見直しによる効率的事務の実現の8つのソリューションを目的に掲げ、病院職員一丸となって、経営改善に努力しているところでございます。

地域医療の維持と確保を目指し、財政の健全化を進め、今後も鹿沼市の地域医療を担う中核病院として努めてまいりたい所存でございますので、上都賀総合病院への総務省の特別交付税を活用した運営費助成制度の創設を切にお願い申し上げます。

上都賀総合病院は、総務省の特別交付税の対象病院であります。

助成額の8割を国、2割を市が助成する制度でございます。

教育福祉常任委員会の委員の皆様には、病院経営の現状をご認識いただきまして、国庫を利用、利活用して、上都賀総合病院の存続のため、ひいては、地域医療を守るためにご支援をお願い申し上げます。私の意見陳述を終わらせていただきます。

本日はお忙しい中、お時間をいただき、まことにありがとうございました。

○藤田委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 はい、陳情書の理由の中に、例えば、4行目あたりからは、これまでもその助成の対象であったと。

それで、さらには、また条件を満たすようになったと。

それで、次の行で、要望してきたところとありますが、私の記憶ですと、議会に対してこういったご意見賜ったというのは、初めてである中では、病院のほうからは、いわ

ゆる市役所に対しては、いろいろな働きかけや要望というのは、今までどういった形でされてきたでしょうか、お伺いします。

○藤田委員長 では、陳情人のご説明、よろしくお願いします。

○陳情人A はい、ただいまご質問のございました、鹿沼市への陳情とか、その部分なのですが、4回ほど、直接市長宛に陳情書を提出した過去がございます。

以上でございます。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 はい、4回というのは、1カ月に1回ということはないでしょうから、大体年に1回程度で、過去4、5年間は継続して要望されてきたという認識でよかったですでしょうか。

○藤田委員長 よろしいでしょうか。

では、説明、よろしくお願いします。

○陳情人A はい、そのとおりでございます。

○藤田委員長 はい、佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○藤田委員長 はい。

ほかに確認したいことはございますか。

はい、舘野委員。

○舘野委員 はい、舘野と申します。

お願いします。

今、廣田さんのほうから、陳情人のほうから説明がありまして、それで、どうしてもその厚生連の絡みで、コロナ禍の推移が補助金を除いてはマイナスというお話ではあったと思うのですが、このコロナ禍だからこそ、その国のほうからの補助があつて、この200億円先が入っているというので、これはその、私の考えでは、「コロナ禍だから、その当期損益のほうはマイナスだよ」というのはちょっと一概には言えないのですが、それで、この令和元年以前とか、あと、コロナ禍が終わって、大体令和6年でも赤字が続いているというのは認識させていただきました。

それで、ちょっと何点かお伺いしたいのですけれども、全国で厚生連がありまして、まず県内だと佐野が1つあります。

それであと、補助金がもらってないのが、あと神奈川と、あと九州のほうは何件かあったかと思うのですけれども、それがもらってないという、私の考えは、まだ病院の業況がそこまで悪化してないという解釈で、補助金の対象になってないのかなという認識ではあったのですね。

それで、その佐野とか、神奈川とか、そのほかの補助金をもらってないところの財務状況は、どんな感じなのかというのと、あと同時に、その佐野にしても、ほかの県にしても、同じような陳情を、厚生連として出しているのかというのをまず1点お伺いしま

す。

○藤田委員長 ご説明よろしいでしょうか。

はい、よろしく申し上げます。

○陳情人A はい、それでは、この総務省の特別交付税の支給云々の部分については、赤字病院、あるいは黒字病院関係なく、一応、何ていうのですか、公的医療機関には、補助制度を、特別交付金を出す制度だと自分は思っております。

次に、今出ていない佐野、神奈川、九州等の部分についても、財政状況が悪いところもありますが、いいところもあります。

それで、出ていないのは、その地区の行政の判断で出ていないのだと思います。

次に、陳情の件ですが、神奈川、九州方面はわかりませんが、佐野については、先月、今月だったかな。

国会のほうの茂木衆議院議員のほうに直接陳情に行きまして、翌日、佐野市役所から佐野厚生総合病院のほうには連絡があったと聞いております。

そちらにも、自分たちも一緒に同席させていただきました。

以上でございます。

（「佐野は出したのですね」と言う者あり）

○陳情人A はい。

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

館野委員。

はい、館野委員。

○館野委員 あと一つなのですけれども、多分市のほうから交付金を出さなければ、総務省からの特別交付金が出ないのかなという認識だったのですが、それはあっていますか。私の認識は。

○藤田委員長 はい、陳情人の説明をお願いいたします。

○陳情人A 自分もそう認識しております。

市だけでは出せなくて、国の総務省の特別交付税が8割、そして、市が2割負担して出すという制度ですので、市だけでは、その特別交付税の部分については出せないという認識でおります。

○藤田委員長 はい、館野委員。

○館野委員 はい、そうすると、まずは、その国のほうに要望する前に、市のほうからまずいくらか出さないと、国のほうのその交付金の要件を満たさないという解釈なのですが、市は出していません、それで、国だけに「その交付税のその8割をください」というのはあっていますか。

違いますか、解釈。

だから、市が出さないのに、国のほうで出す必要はないとか。

○藤田委員長 はい、説明、申し上げます。

○陳情人A 多分その詳しいことは自分もよく知りませんが、先に助成金を出して、あとで国のほうに、こういう結果報告というか、ここに出しましたということで申請をすると、8割が特別交付税として、鹿沼市のほうに入ってくるという制度だと認識しております。

○藤田委員長 はい、館野委員。

○館野委員 その2割は市で出さざるを得ないという解釈ですね。

はい、わかりました。

それで、では、最後になるのですけれども、それで、今のところは赤字続きとかというお話ありましたけれども、今のところ、その厚生連さんのほうの内部留保に関してはまだ今のところ相当潤沢ではないかなと思っているのですね。

今までのこの令和2年とかのやつからずっと積み増しがあるので。

だから、そういった点も、市でも国でも補助を出せば一番いいと思うのですけれども、厚生連のほうでも、それなりの経営努力というか、そういった点をまずはしていただきながら、議会というか、今回陳情が上がっていますから、そういった点を取り扱いながら、ちょっとこれから審議させていただければと思います。

それで、あとこの交付税で、平成22年から始まっている補助金なので、補助金というか、制度なのですよね。

それで、令和2年でしたか、令和2年に新しく制度が変わったような認識なので、その令和2年にいろいろ創設というか、拡充になったと思うのですよね、不採算地区病院とか、あとは中核病院とか、あとは周産期医療病床とかというのが多分拡充になって、そういった点をうまく交付税に該当させてもらって、補助を、何とか支援してもらいたいというお願いだと思いますので、では、ちょっとこれからまたいくらか、また執行部にもちょっと疑問点を聞きながら、審査させていただきたいと思いますので、私からは以上です。

○藤田委員長 はい、わかりました、はい。

はい、橋本委員。

○橋本委員 橋本です。

1点だけ、財政の健全化も、多分この陳情とあわせて、内側のこともやっていくと思うのですが、そのときに第三者をこの財政健全化の検討に入れる、どのような方でそれを進めていくのか。

内部だけでの財政健全化を検討していくか。

あるいは、第三者的な人を入れての健全化ということを考えているのか、その辺の見通しだけお伺いできればと思います。

○藤田委員長 はい、ご説明、よろしくお願ひします。

○陳情人A ただいまは、ただいまはその経営、財政の指導を受けているところが農林中央金庫という、JAグループの金融関係の機関と、指導機関である栃木県農業協同組合

中央会の2つの機関から指導を受けているところでございます。

それで、その機関と、うちの会員農協が宇都宮農協と上都賀農協でございますから、その4つの機関から委員というか、派遣していただいて、そういう体制づくりとか、そういうものを、今はそういう組織がございます。

それで、今後も組織を変えてやっていく状況でございます。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、橋本委員、はい。

○橋本委員 では、農協系列のそういうところということですかね。

農協さん以外というのは、あんまり今のところはあれですかね。

まあ参考までにです、はい。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○陳情人A 今申し遅れましたが、栃木県の農政部の農業経済課が支援をいただいております。

○藤田委員長 はい、ほかに確認したいことはございますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 先ほどいただいた資料の、今年の赤字の見込み云々と、今後の病院存続の見通しという中で、10年ぐらいでは、場合によってはということをおっしゃいましたが、だからといって、では、しばらく我々もタッチしなくていいと思いませんし、内部留保があるからって、国や県から、「おたくは余裕があるから、いろんな補助金いらないよね」と、却下されるという事例も私は聞いたことがない中では、やはり個人的には、これは賛成してあげたいなと思いますし、理由としましては、陳情書の中にもありましたように、その急性期医療を中心にとるところを担っていくところ、おそらく我々も、一般市民からの印象として、「上都賀病院、そういうところ頑張ってもらいたい」というところがある中では、では、今、1億8,000万円の補助金というのを獲得できるということで、もし、それができた暁には、純粋な赤字の圧縮というものもあるでしょうが、その内部留保なり、10年はもつという中では、急性期医療をしっかりと、鹿沼市民の皆様へ安心をお届けできるというような、そういった見通しや計画というのはお持ちでしょうか。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

説明、お願いします。

○陳情人A 先ほど成長効率化プロジェクトの項目の中で、目標に掲げている部分の中でも出てきますが、病床稼働率の向上、救急患者・紹介患者の増加、そこら辺の部分で、鹿沼市の急性期医療に向き合っていくということで、計画上もできております。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 これは、私からの最後、確認なのですが、過去4回、5回ほど、執行部に対しては陳情を出されていたと。

それで、そういったときには、回答というのは、どういったものがあつたでしょうか。

- 藤田委員長 はい、説明、よろしくお願いいたします。
- 陳情人A 出せないということでした。
- 佐藤委員 はい、ありがとうございました。
大丈夫です。
- 藤田委員長 はい、わかりました。
ほかに確認したいことはございますか。
はい、谷中委員。
- 谷中委員 はい、谷中です。
よろしくお願いいたします。
今、あと10年ぐらいはみたいなお話もあったり、これから医療の体制も整えていくというお話もあったのですけれども、今、ずっと、このところで、コロナで、補助金はあったけれども、なかなか経営がということと、コロナ禍が過ぎ去っても、患者さんがなかなか前にまで戻らないという問題点も指摘されたのですけれども、まあ病院を企業と捉えた場合に、病院の中でその経営について、企業努力というか、そういうものというのは何か、実際に今行っているとか、これから考えているものはあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。
- 藤田委員長 はい、企業努力について。
はい、ご説明、お願いします。
- 陳情人A はい、先ほども成長効率化プロジェクトの中で、8つのソリューションに向けて、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。
それが企業努力と自分は認識しております。
- 藤田委員長 はい、ありがとうございます。
- 陳情人B すみません、追加でよろしいですか。
- 藤田委員長 はい、追加で、追加の説明、よろしくお願いいたします。
- 陳情人B 同じ上都賀厚生連の奈良部と申します。
よろしくお願いいたします。
企業努力といたしましては、先ほど会長が申しましたほかに、平成6年にベースアップを行って以来、職員のベースアップを行っておりません。
今年で30年目になる。
それで、昨年はどうとう最低賃金に引っかかって、ハローワークから指導を受けまして、高卒事務の給与を最低賃金ぎりぎりのところで上げたというような経緯があります。
一応企業努力としては、できることはやっている。
それと、ボーナスもですね、3カ月、年間で3カ月の支払いにとどめていまして、これももう20年以上、3カ月で、職員の人には理解してやっていただいていると。
できれば、そういったところも改善していきたいという思いはあります。
ただ、こういった状況にもかかわらず、値上げが非常に多い。

例えば、同じ商品ですけれども、電子カルテ。

これが、昨年、本来であれば、今年改定で見積もりをとったところ、8億1,000万円だったのですね。

それで、ちょっと高い。

それで、その前の年、令和5年度が赤字だったので、令和6年度も赤字という、2期連続はまずいだろうということで、延長保守を組みまして、1年延ばしました。

今年、同じ商品、同じものを、見積もりをもらったところ、11億円です。

2億9,000万円上がってしまった。

でも、これ、入れざるを得ない。

そういう状況の中でのやりくりを今まで繰り返しているというのが現状で、その結果、職員には申し訳ないけれども、30年来、ベースアップを行っていないというような状況となっているというのが、私どもの企業努力、職員の努力といったところになってくるかと思しますので、ちょっとつけ加えさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、では、ほかに確認したいことはございますか。

よろしいですか。

はい、では、確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れ様でした。

○陳情人A どうもありがとうございました。

(陳情人 退席)

○藤田委員長 はい、それでは、陳情第1号について、執行部に確認したいことはございますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 今、上都賀病院からは、過去5年間ほど、毎年出していて、「出せない」ということが回答されていたというのですが、それは当然そうなのだと思いますが、もう少しその回答、何か、ただ単純に毎回出しました、それで、「ごめんなさい、出せません」で終わっていたのか、何か、どういったやりとりや、意見交換や、これならできるといようなことを何かしていたとか、そういった関係性において、経過というものの説明を求めたいと思います。

○藤田委員長 はい、柏熊健康課長。

○柏熊健康課長 はい、健康課長、柏熊です。

よろしく願いいたします。

上都賀厚生連のほうから要望は何回か出されているという経過は私も確認しているのですが、最近ですと、去年の3月に要望書が出されております。

それで、その要望書を受けまして、市のほうでも上都賀病院との話し合いを始めた

ころでございます。

ただ、去年の段階というのは、市長が変わる年でしたので、一度市長が変わる前に回答をしております。

それで、その回答の内容は、「今後も継続して検討していきますよ」という回答をさせてもらいました。

それで、その後、市長が変わりまして、新市長にも要望については引き継ぎをされておりまして、新市長からは「協議をするように」というふうに指示をもらいましたので、その後も上都賀病院との話し合いは続けているところでございます。

また、医師会との関係もございますので、医師会の皆さんとの意見交換も行いまして、医師会からは、市内の中核的病院ですので、上都賀病院の持つ役割は重要ということでございまして、経営の改善を含めまして、地域医療が維持できるように応援したいというお話をもらいましたので、それも受けまして、市としましても、今後も、上都賀病院の地域医療を果たしてきた役割は大きいので、それを継続してもらいながら、市民のためにも、どういう支援が望ましいか、協議を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 2024年3月前後の報告は受けました。

5回なり出していたということは、では、それまでの数年間というのは、どういったやりとりがあったのでしょうか。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いします。

○佐藤委員 あ、委員長、委員長。

○藤田委員長 あ、では、ちょっと待ってください。

では、どうしようかな。

では、佐藤委員、はい、先にどうぞ。

○佐藤委員 もう細かい数字ですね、もう2020何年何月でどうだとか、今までの4回ぐらいの全部ということを詳細に求めるつもりはないです。

ただ、大体どんな感じだったというね。

出せないという中での過去数年間は、もう少し何か補足的な情報が、「要望がきました、出せないです。でも、協議していきましょうね」で、ずっと5年間やってきたとはちょっと想像はできない中では、どうだったでしょうかということなので、それを細かい数字や、一言一句ということをお求めてはおりません。

○藤田委員長 どうですか。

もし、あ、はい、では、柏熊健康課長。

○柏熊健康課長 はい、健康課長、柏熊です。

ちょっと今手元にある資料のほうでのお話になってしまうのですが、平成24年の12

月ですかね、要望がなされていたという記録がございます。

それにつきまして、経過としましては、これは議会のほうに出された要望です。

以前にあったものですね、待ってくださいね、市のほうにもあったのもございまして、要望を受けて協議をした結果、補助金も出した経過もございます。

それで、2,000万円だったですかね。

3年間出した経過もございますので、全く受け付けないということではなくて、協議をして、要望にいくらか応えている部分もございます。

以上です。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほか、はい、では、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

地域の医療を守るために、今回上都賀総合病院さんは経営改善に取り組みながらもというところでは苦しいところですよ。

それで、国のほうも特別交付税で、そういう公的病院に対して支援をするというものがあるのであれば、こういうのも利用していくべきだというふうに考えてはいるのですが、中でも、今回その特別交付税ということに関して、ちょっとお聞きしたいのが、また後であれなのでしょうけれども、一応この令和7年度予算に関する説明書の8ページに地方交付税で、その予算として、普通交付税と特別交付税ということで、58億円と4億円ということで、62億円ということで組んでありますけれども、この特別交付税4億円というのに、今回のこのは、入っていないのでしょうか、ここに今回だと1億8,000万円の、この中の8割、1億4,000万円ぐらいがこの特別交付税の中に含まれていくという考えでよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。

はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

よろしくをお願いいたします。

今回の特別交付税が交付という、なった暁には、今お話いただきました特別交付税4億円、こちらのほうに反映されることとなります。

予算につきましては、例年、決算状況等から算定した金額で見込んでおりますので、決算の段階で、もし認められれば増額という形になるかと思えます。

ただ、1億8,000万円で、この金額も、内容によりまして、毎年度金額が変わってまいりますので、この金額が、その8掛けの部分が入ってくるというわけではございません。

その計算式に当てはめた上で、金額が算定されるという形のものになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、あと、ちょっとその地方交付税のそのルールの中で、特別交付税は6%というのを聞いたことがあるのですけれども、何かそういうルールというものはあるのでしょうか。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いします。

半田財政課長。

○半田財政課長 はい、地方交付税法の中におきまして、国の予算の94%が普通交付税、残りの6%が特別交付税というように決まっております。

この6%の中で、日本全国の特別交付税の算定という形になりますので、予算上限というものは決まっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、ほかに確認したいこと、はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、陳情書の中の別記と書いてあるところに、今ですね、1億8,000万円という要望額というところがあるのですが、その隣に、交付税上限額相当額という形と、あと、その後には、ちょっと違うふうな言葉でも書かれたりしている部分があるのですが、上限額等、それについてちょっと教えてもらっていいですか。

これってどういうことを表すのか。

○藤田委員長 はい、交付税上限額。

○谷中委員 はい。

○藤田委員長 はい、わかりました。

はい、よろしいですか。

はい、では、半田財政課長。

○半田財政課長 はい、財政課長の半田です。

はい、特別交付税の詳細について、ご説明させていただきたいと思います。

この特別交付税につきましては、国におきまして算定要領が定められておりまして、今回問題になってくるのが、この交付税措置される上限額という算定基準になるかと思っております。

それで、陳情書に記載のございます要望額の欄に、交付税上限相当額という表現が記載されておりますが、実際の交付税措置額につきましては、鹿沼市が支援した額、ここに係数を掛けて積算した額と、この上限額、そのどちらか低い額という形になりますので、上限額イコール交付税措置額ではないという点にご留意をいただきたいと思っております。

それで、この係数のところになります、国の算定式というお話をさせていただきましたが、基準値の0.8、8割ですね、支援額の8割に、それぞれの市町村の財政力に応じて補正係数をさらに乗ることになります。

それで、令和6年度の鹿沼市の数字になりますと、0.544という形になりますので、実際に支援した額の54.4%が交付税等に措置される金額という形になります。

それで、この算定要領に基づく交付税上限額と、その補正係数を掛けた額のどちらか少ないほうという形になります。

それでまた、この特別交付税の制度には同じように栃木県に対しても同じようなルールがありまして、栃木県及び市町村それぞれ異なった算定ルールに基づいて、支援という形が制度化されております。

それで、その上で、陳情書にお示しいただいている、こちらの別記の中で、1から3まで記載がございます。

それで、まず1の不採算地区中核病院につきましては、立地条件が厳しく、地域において必要とされる不採算医療を担う病院に対して支援するものというような形になってございます。

それで、こちらのほうでも積算のほうはしていただいているところではあるのですが、このアスタリスクの3番のところにおきまして、半径5キロメートル以内の人口が不明のため、逡減前の金額という注意書きが記載してございます。

ですので、この半径5キロ以内の人口を加味して、このアスタリスク1番の計算式に当てはめていくような形になりますので、この半径5キロ以内の人口をこの算定式に当てはめると、記載されている額は減額されることとなります。

それで、(2)の救急告示病院につきましては、これは不採算地区公的病院であり、かつ救急病院等を定める省令で告知させていただき病院が対象となりますので、基本的に、この記載されている金額が算定係数になるかと思えます。

また、3番の精神病床の項目についてとなりますが、この国の算定要領に基づきますと、厚生農業協同組合連合会さんを含む公的病院等における精神病床につきましては、県の支援項目となりまして、市町村の算定要領には位置づけされておられません。

市の場合ですと、市町村立の病院の場合には、こちら市のほうの役割という形になってまいります。

そのため、市への特別交付税、その上限額という位置づけになりますが、この(1)、これにつきましては人口を改めて積算する必要がございますが、この(1)と(2)で示された額の54.4%が特別交付税として示される上限額というような位置づけになります。

なお、財政力指数を用いて計算することになりますので、これは毎年変動しますので、算定年度により、数字は変動してまいります。

以上で説明を終了させていただきます。

○藤田委員長 はい、わかりました。

はい、ほかに確認したいことはございますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 今、谷中委員の質問の回答を聞いていて、まとめたいのですよ、自分の中で。

要は、では、上都賀病院様が出されてきたこの別記の1億8,000万円という額は、ち

よっと現実の数字でやっていくと、少ないというので、大体いくらぐらいになったりするのかなと。

それで、その2割を鹿沼市が負担するという話ではなくなってくるのかなと。

そこをまとめないと、ちょっと一般市民の説明がしにくいのですね、「この1億8,000万円もらえるのを、鹿沼市が2割負担しないから、上都賀病院がみんなに、皆様に安心、届けられないんだ」ということではなくなるときには、ちゃんとわかりやすく説明したいので、ちょっとまとめていただけないでしょうか。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

こちらの内容につきまして、8割にさらに係数を掛けるというお話をしましたが、こちらにつきましては、財政力に応じて、国のほうで割り落としをかけているような形になります。

なので、財政力が低いところは80%の交付税措置になるという位置づけになります。

そのため、鹿沼市の財政力、現状の金額でいきますと、先ほどご説明をさせていただいた、0.544という数字が、今年度は適用されるというような状況になります。

そのため、この1億8,000万円ほどの金額という形になりますが、交付税の上限としては、相当減ってくるという形になりますが、まず(1)のところ、先ほど4,900万円ほどの数字をお示しいただいてはおりますが、これは人口を当てはめることになりますので、正確な数字はちょっと、この後お時間いただきたいと思いますが、かなりの減額になるかと思えます。

それで、(2)につきましては、この記載のとおりとさせて、間違いないかと考えております。

また、(3)につきましては、市町村の要綱に定められていないという形になりますので、先ほどの(1)と(2)の部分になるかと思えます。

それで、あわせますと、金額がかなり変わってくるかとは思いますが、これはあくまでも鹿沼市が支援した額の54.4%が交付税措置額という位置づけになりますので、交付税上限相当額という表現になってしまいますと、ちょっとずれてきてしまうところになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 大丈夫ですか。

よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 これ、最後です。

では、ざっくり、仮に、ではこの要望額がいろいろな計算で1億円ぐらいになったとすると、鹿沼市が約、だから45%ぐらい出せば、54%が補助されるという、そういう認識でいいですか。

○藤田委員長 よろしいでしょう、あ、説明、よろしくお願いします。

はい、半田財政課長。

○半田財政課長 はい、財政課長の半田です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

はい、仮に1億円を支援したという場合になると、おそらく上限額は超えてくるのかなとは思ってはいる。

あ、超えないですね、すみません。

1億円を仮に支援した場合には、その54.4%、特別交付税としては5,440万円が措置されるという形になりますので、市の負担は残りの約45%程度の数字というような形になります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 わかりました。

○藤田委員長 はい、ほかに確認したいことはございますか。どうでしょうか。

○梶原委員 ちょっと確認。

○藤田委員長 確認、はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

0.8掛けてから54.4%掛けるということではないですね。

もう初めから鹿沼の係数として、交付金の上限相当額というか、そういう上限額に対して54.4%掛ければいいということですね。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、半田財政課長。

○半田財政課長 はい、財政課長の半田です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

54.4%というのは、あくまでも鹿沼市の数字、最終の数字を申し上げさせていただきました。

基本的に基準となるのが0.8になります。

それで、これが財政力によって、3つの計算式に当てはまります。

それで、財政力が0.5より未満のところは0.8、そのまま。

0.8以上の財政力があるところは、この0.8にさらに0.5を掛けます。

それで、0.5から0.8の間にある自治体、鹿沼市がここに入るわけなのですが、そこにおきましては、国のほうで計算式がありまして、それぞれの自治体の財政力を当てはめて計算する。

それで、その計算式にさらに基準値となる0.8を掛けた結果が0.544という数字になる

という意味でございます。

説明は以上になります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

○梶原委員 はい。

○藤田委員長 ほかに確認したいことはございますか。

よろしいですか。

はい、では、確認事項もないようですので、それでは各委員の意見、考え等をお願いいたします。

ご意見、考え等のある方は挙手を願います。

では、船生委員。

○船生委員 上都賀病院は、私が生まれた頃からある病院で、ほぼ中核をなす病院でもございます。

今後は少子高齢化の時代で、利用者も減っていくでしょうし、正直採算的には、これからは苦しくなるので、苦しくなっていく方向なのではないかなと思うわけでありませぬ。

やっぱり救うべきところは、手を伸べ、差し伸べできるところは、差し伸べてあげて、この病院を守って、私たちが先々はお世話になるという形になるわけですけれども、病院の体を成していただきたい。

それと、そこで働く医師、看護師、関係者ですな。

やはり、賃金が安ければ条件のいいところに行ってしまうかもしれない。

そういうところで、少し、少しでも、その従業員の働きやすい環境を維持していただいて、継続につながるようになっていただければという思いでございます。

以上でございます。

○藤田委員長 はい。

ほかにご意見、考え、ありますか。はい、館野委員。

○館野委員 はい、館野です。

どうしてもこの特別交付税のこの仕組みがちょっとまだ完全ではないのですな。

この市と国とのこの割合で、どういう交付税措置になっているかという。

今、財政課長のほうからありましたけれども、何とも、どうしても市が出さない以上は該当にならないのかなという解釈だったのですな。

だから、もうちょっと、これは総務省のほうにお願いしてくださいという文面にはなっていますから、逆にこれを総務省のほうに要望したとしても、どういう要望の仕方になるのかなというのはちょっと疑問なのですな。

だから、もうちょっと精査した上で、一つ一つこの市と国とのこの役割というか、その特別交付税の措置、総務省に対するやり方についてをもうちょっと時間いただきたいなというのがありますので、できれば継続で、もし、少しの間、時間をいただいて、精

査できればと思っております。

(「総務省に要望を出してくださいという内容ではないかな」と言う者あり)

○舘野委員 どこに出すあれなの。

○藤田委員長 すみません、ちょっと私のほうから、おそらくこれは市にこの金額を要望しますというような内容というふうに私自身はとってきたのですけれども、どうですかね。

○舘野委員 この金額は、このまま出してしまうということですか、精査しないで。

○藤田委員長 おそらくこれ別記というところで、おそらく想定額の話だと思うので、例えば、この金額をそのまま出してくださいというふうには、ちょっとそこまではとれないのですけれども、ただ、あくまでも市に、まあ、そうですね。

「要望額の交付に関して、ご支援くださるよう陳情いたします」というのが、最後に書かれているので、要望額の、この金額の要望という、どうですかね、そこがちょっとはっきり、ちょっと、はい。

○舘野委員 別記のは別でいいと思うのですよね。

この、あくまでもその件名のと、この要旨のほうを重視すればいいと思うのですけれども、この文章に対しての陳情で、私はのめればいいなと思うのですけれども、それを、どういうやり方がいいのかなというのがちょっと疑問だったのですね、はい。

だから、うまく交付税として出せば一番いい話であって、それで、それをどうしても渋っているということは何かそこに引っかかりがあるから。

何回も協議しているのでしょうか。

○藤田委員長 はい、では、谷中委員、お願いします。

○谷中委員 私は、先ほど陳情者のほうからは何回か断られたと言った割には、きちんと少しずつ支援していたり、過去にもですね。

それで、今回も要望をいただいた、陳情というか、要望だね、をいただいて、きちんと何かやっていこうというような、今打ち合わせというか、それをやっているというお話も伺ったので、私は金額的にはこの別記なので、これは本当に全体的なものをきつと書かれたので、私は先ほど、そこをお聞きしたのですけれども、鹿沼の場合は随分お金は減ってしまうかもしれないけれども、でも、やっぱり市のほうは、私もやっぱり新しくできたときに、「これは市民病院的なものだな」と思っていましたし、医師会のほうも、やっぱりそういう病院、中核病院としては、支援しても問題ないみたいな、先ほどお話もありましたから、私はやはりきちんと市もそういうふうに前向きに検討していただいているのであれば、議会としては、私はこの陳情は支援していただきたいという意味にとっていますので、陳情を採択したいと思います。

○藤田委員長 はい、ほかにご意見等、ございますか。

はい、舘野委員。

○舘野委員 ちょっと確認させてください。

もつとも、今まで支援していたという話でいいのですよね。

それで、そうすると、これまでの実績がゼロだったから、それはどういうあれになるのですか。

あくまでも、その違った面での支援はしていましたけれども、この特別交付税の支援に対しては、ちょっと該当しなかったのかなという。

だから、追加で特別交付税を出すようなあれですよね。

それに該当するような措置を講じるという。

○藤田委員長 はい。

○館野委員 かなという。

○藤田委員長 すみません、ちょっと、私のほうからちょっと、今のお話ですけれども、この陳情の内容を見ますと、令和2年に新しい交付税の助成制度、交付税での交付できるというふうに改正されたと。

それで、「我々も交付を受けたいんだ」というところが出だしにあって、それで、最後の要望の内容については、その運営費助成制度の、制度の創設、要は「新しい制度をつくって、交付できるようにしてください」というのと、あとは、「できればこの金額、あわせて、交付、お願いします」というような内容なので、これまでのあった支援というのはちょっと別な話で、今回はこの令和2年の一部改正した、法律の一部改正によっての、に基づいてのお話というふうになっているかと思えます。

なので、その前の話はその前の話で、今後新しい制度を創設してほしい、そして、金額を、それなりの金額を交付してほしいというような内容に、かなというふうに私はとっておりますけれども。

○館野委員 すみません。

○藤田委員長 はい、館野委員。

○館野委員 くだいようで申し訳ございません。

多分その令和2年のときは、拡充と創設がいろいろ混じっているのだと思うのですよね。

それで、不採算地区病院に関しては拡充で、不採算地区中核病院が創設。

それで、あとは周産期医療病床が拡充。

だから、ほかはみんな拡充なので、既存にあった制度が、もうちょっとその金額の見直しがあって、拡充だったのかなという解釈だったのですよ。

それで、あくまでも令和2年に創設されたのが、不採算地区中核病院。

だから、その分に対してはプラスかなという意味なのですね。

だから、それでその数字の出し方というか、何とかその補助をうまくいただけるような制度にしたいという気持ちはあるのですけれども、この今まで要望していきながら、それが該当しなかったというのがどうしても引っかかるのがあったものですから、もうちょっと精査する必要があるのかなというのが私の考えでした。

- 藤田委員長 はい、ほかにご意見等ございますか。
よろしいですか。
はい、では、それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第1号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 藤田委員長 はい、いいですか。
では、異議なしと。
（「継続」と言う者あり）
- 藤田委員長 継続。
（「継続はやらないの」と言う者あり）
（「賛否だけで」と言う者あり）
- 藤田委員長 賛否だけでいいですか。
では、異議なしということによろしいでしょうか。
では、異議なしということで、採択、不採択、挙手採決を行いたいと思います。
それでは、お諮りいたします。
陳情第1号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
（挙手多数）
- 藤田委員長 はい、挙手多数でございます。
したがって、陳情第1号については、採択とすることに決しました。
それでは、休憩とりますか、1回。
はい、では、間もなく1時間経ちますので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。
11時5分、再開といたします。
よろしく申し上げます。
（午前10時54分）
- 藤田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。
（午前11時05分）
- 藤田委員長 議案第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。
はい、青木厚生課長。
- 青木厚生課長 厚生課長の青木です。
よろしく申し上げます。
議案第1号 専決処分の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算）について、ご説明いたします。
まず、歳入について、ご説明いたします。
補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

15 款 国庫支出金 2 項 1 目 総務費国庫補助金、右側 4 ページの説明欄、地方創生臨時交付金 3 億 808 万 7,000 円の増につきましては、国が実施する、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策のうちの、令和 6 年度住民税均等割非課税世帯への給付に係る補助金で、補助率は 10 分の 10 であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費 右側 6 ページの説明欄の「低所得世帯等給付金給付事業費」3 億 808 万 7,000 円の増につきましては、歳入で説明いたしました、令和 6 年度住民税均等割非課税世帯に対する給付金に係る事業費で、住民税均等割非課税世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円、及び当該世帯の 18 歳以下のお子さん 1 人当たり 2 万円を給付するための扶助費、並びに給付にかかる事務費を計上するものであります。

以上で、議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算）についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

住民税非課税世帯が 3 万円ということでしたけれども、この予算は何世帯分なのか。

また、子供加算が 2 万円ということもありましたけれども、これ子供何人分なのかというのを聞き出すのと、あと、こちらの予算書の 9 ページ、繰越明許費の調書が出ていますけれども、これ、実施時期はいつになるのかを教えてください。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いいたします。はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、厚生課長の青木です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

予算を計上する設計上の、世帯数の見込みですが、ただいま申し上げた非課税世帯ですね、9,000 世帯で見込みました。

それで、実数ですが、8,577 世帯になります、はい。

それで、子供加算給付分についての見込みは 950 人でした。

それで、先ほど申し上げた世帯数に含まれるうち、子供加算世帯数が 502 世帯になります。

それで、対象人数は 828 人になります。

それで、給付までのスケジュールでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○青木厚生課長 はい、申し上げます。

令和 6 年度住民税の課税状況が把握でき、支給要件を満たす世帯のうち、世帯主が本人名義口座で、過去給付を受けている世帯、または公金受取口座が登録されている世帯

に対し、支給申込書を3月10日に送付いたしました。

いわゆるプッシュ式によるものです。

それで、給付支給日は3月28日を予定しております。

その他、課税状況は把握できておりますが、口座状況が把握できていない世帯に対しては、3月末に確認書を送付し、内容を確認でき次第、4月以降になるかと思いますが、順次支給となります。

そのほか、未申告者がいる世帯で、課税・非課税の判断がつかない世帯に対しては、同じく3月末に申請書を送付いたしまして、同じく確認でき次第、こちらも4月以降になるかと思いますが、支給のほうを開始する予定です。

説明は以上となります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

ほかにご質疑はございますか。

はい、では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

よろしく願いいたします。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の15ページをお開きください。

一番下の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金、右側の説明欄 1節 社会福祉費国庫負担金、2行目、国民健康保険基盤安定国庫負担金8,819万5,000円につきましては、保険基盤安定制度における低所得者軽減の対象額に対する国の負担金を計上するものであります。

次に、7行目、障害者自立支援事業費国庫負担金16億6,252万9,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、国の負担金を計上するものであります。

次に、3節 生活保護費国庫負担金の説明欄3行目、7億8,461万3,000円につきましては、生活保護法に基づき支弁する費用の国の負担金を計上するものであります。

17ページをお開きください。

下の段 2項2目 民生費国庫補助金 右側の説明欄、3節 社会福祉費国庫補助金の説明欄1行目、重層的支援体制整備事業費国庫補助金の1億3,541万9,000円につきましては、既存の介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった4つの分野で実施されている相談支援事業及び地域づくり事業の補助金を一元化し、あわせて多機関協働事業の補助金を計上するものです。

主要な補助金の内訳は、地域支援事業交付金が6,062万1,000円、子ども・子育て支援交付金が2,814万2,000円、子育て支援拠点事業補助金が1,161万8,000円、そして新規としてひきこもり地域支援センター実施に伴う交付金が2,005万7,000円となります。

次に、21ページをお開きください。

2段目 16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 右側の説明欄、1節 社会福祉費県負担金 1行目 国民健康保険基盤安定県負担金2億5,396万9,000円につきましては、保険基盤安定制度における低所得者軽減の対象額に対する県の負担金を計上するものであります。

次に、同じ説明欄、2行目、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金2億2,025万1,000円につきましては、保険基盤安定制度における低所得者軽減の対象額に対する県の負担金を計上するものであります。

次に、同じ説明欄6行目、障害者自立支援事業費県負担金8億3,126万4,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付に対する県の負担金を計上するものであります。

次に、23ページをお開きください。

2段目、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 右側の説明欄7行目、介護保険施設整備事業費県補助金5,305万2,000円につきましては、介護保険施設整備及び開設準備に対する県補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

85ページをお開きください。

3款民生費1項1目、社会福祉総務費、右側の説明欄、1つ目の○、後期高齢者医療広域連合負担金12億1,279万6,000円につきましては、広域連合が行う後期高齢者医療の医療給付及び事務費等の運営に係る経費を定率負担するものであります。

次に、2つ目の○、社会福祉協議会運営補助金1億3,179万9,000円につきましては、鹿沼市社会福祉協議会への運営補助金であり、人件費や地区社協への活動費、施設管理費が主なものであります。

次に、一番下の○、重層的支援体制整備事業費2,550万1,000円につきましては、ひきこもり地域支援センターの運営委託費であります。

主な経費は、人件費や活動費であり、ひきこもりに係る相談窓口の運営や居場所づくり支援、支援関係団体との連携・支援を実施いたします。

87 ページをお開きください。

同じく、1 項 1 目 社会福祉総務費 右側の説明欄 1 つ目の○、後期高齢者医療広域連合負担金 12 億 1,279 万 6,000 円につきましては、広域連合が行う、後期高齢者医療の医療給付費及び事務費等の運営にかかる経費を定率負担するものであります。

次に、2 目 障害福祉費 右側の説明欄 3 つ目の○、障害者自立支援事業費 33 億 3,165 万 7,000 円につきましては、更生医療などの医療扶助費、補装具給付費及び介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービス給付費の扶助が主なものであります。

次に、同じ説明欄、その下、4 つ目の○、地域生活支援事業費 1 億 4,805 万円につきましては、基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの事業運営委託料、並びに日常生活用具給付、日中一時支援事業などの扶助費が主なものであります。

次に、91 ページをお開きください。

同じく、2 目の障害福祉費 右側の説明欄 2 つ目の○、重度心身障害者医療対策事業費 1 億 5,778 万 3,000 円につきましては、心身に重度の障害がある方が、病院等で診療を受けたときに支払う、保険診療費の自己負担分を助成するための扶助費が主なものであります。

次に、同じ説明欄 3 つ目の○、重度心身障害者福祉手当費 1 億 2,578 万 3,000 円につきましては、重度心身障害者福祉手当など、各種手当を支給するためのものであります。

次に、93 ページをお開きください。

3 目高齢者福祉費 右側の説明欄 2 つ目の○、在宅高齢者支援事業費 7,519 万 8,000 円につきましては、紙おむつ給付、補聴器購入助成、介護手当などの扶助費、及びほっとホーム、ほっとサロンの運営費が主なものであります。

次に、95 ページをお開きください。

同じく、3 目 高齢者福祉費 右側の説明欄 2 つ目の○、養護老人ホーム千寿荘管理運営費 1 億 2,066 万 2,000 円につきましては、鹿沼市社会福祉協議会への管理運営委託費であります。

人件費や施設管理費が主なものとなっております。

次に、同じ説明欄 4 つ目の○、障がい者いきがい対策事業費 3,946 万 5,000 円につきましては、老人クラブやシルバー人材センターなどの運営に対する補助金が主なものであります。

次に、同じ説明欄、下から 2 つ目の○、介護保険施設整備事業費 5,305 万 2,000 円につきましては、認知症高齢者グループホームの施設整備及び開設準備補助金であります。

次に、97 ページをお開きください。

同じく、3 目 高齢者福祉費ですが、右側の説明欄 1 つ目の○、重層包括的支援事業費 1 億 2,078 万 7,000 円につきましては、主に地域の高齢者の心身の健康保持・向上に

必要な援助や支援を包括的に行うため、市内の6法人に地域包括支援センターの運営を委託するための経費であります。

次に、111ページをお開きください。

上段、3項 生活保護費 1目 施行事務費 右側の説明欄4つ目の○、生活保護運営対策事務費5,255万7,000円につきましては、主に生活困窮者への相談支援や、生活困窮世帯のお子さんへの学習支援を実施するための委託料であります。

次に、2目 扶助費 右側の説明欄、一番下の○、生活保護扶助費10億4,010万円につきましては、生活保護被保護者に対する各種の扶助費を計上するものであります。

次に、113ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費 1項1目 保健指導費 右側の説明欄4つ目の○、子育て保健サービス事業費9,189万8,000円につきましては、妊産婦健康診査の委託料、及び不妊治療の扶助費が主なものであります。

次に、115ページをお開きください。

同じく、1目 保健指導費 右側の説明欄1つ目の○、歯と口腔の健康づくり推進事業費395万8,000円につきましては、歯周病検診における委託料が主なものであります。

現在、40歳、50歳、60歳、70歳を対象としている歯周病検診を、令和7年度より、20代、30代にも拡大いたします。

次に、117ページをお開きください。

下の欄、2目 予防費 右側の説明欄1つ目の○、予防接種費2億5,954万7,000円につきましては、BCGや5種混合、水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン、ロタウイルス感染症などの定期予防接種、及び子供のインフルエンザ、帯状疱疹ワクチンの任意予防接種の医薬材料費、並びに委託料が主なものであります。

なお、帯状疱疹定期予防接種定期接種分及び新型コロナウイルスワクチンにつきましては、国の方針が不確定のため、当初予算には計上しておりません。

次に、119ページをお開きください。

同じく、2目 予防費 右側の説明欄2つ目の○、がん予防対策事業費9,070万4,000円につきましては、胃がん、肺がんなどの各種がん検診にかかる集団検診と個別検診の委託料が主なものであります。

次に、125ページをお開きください。

4目 診療所費 1つ目の○、休日・夜間急患診療所費3,195万6,000円につきましては、休日・夜間急患診療所における診療の委託料が主なものであります。

次に、127ページをお開きください。

2段目、5目 広域救急医療対策費 右側の説明欄1つ目の○、病院群輪番制病院運営等事業費8,093万2,000円につきましては、上都賀総合病院、御殿山病院、西方病院への2次救急運営に対する補助金が主なものであります。

以上で、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、保健福祉部が所管する

主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。よろしくお願いいたします。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

令和7年度予算に関する説明書、9ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。2番目の段、13款 分担金及び負担金 1項2目 民生費負担金 1節 社会福祉費負担金の説明欄、こども発達支援センター通園負担金4,933万9,000円につきましては、児童福祉法に基づく、鹿沼市こども発達支援センターあおば園の運営負担金であります。

次に、その下の2節 児童福祉費負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金6,152万円、及び、次の保育所運営費扶養者負担金1,267万7,000円につきましては、市内と市外の民間保育園、並びに市内の公立保育園に入所する3歳未満児クラスの保育料収入であります。

次に、15ページをお開きください。

下の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 2節、児童福祉費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金12億1,859万6,000円につきましては、民間保育園や認定こども園などへ支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は2分の1になります。

その下、児童手当費国庫負担金15億6,164万7,000円、及び、次の児童扶養手当費国庫負担金1億820万1,000円につきましては、それぞれの手当の支給にかかわる負担金であります。

その下、ひとり親家庭福祉対策費国庫負担金246万4,000円につきましては、母子生活支援施設入所措置費にかかわる負担金であります。

一番下、いちごっこ出産・子育て応援給付事業費国庫負担金5,300万円につきましては、妊婦のための支援給付にかかわる負担金であります。

次に、17ページをお開きください。

下の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 1節 社会福祉費国庫補助金の説明欄、一番下の行になります。女性相談支援事業費国庫補助金436万9,000円につきましては、DV相談業務を行う女性相談員の報酬にかかわる補助金であります。

次に、その下の2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金1億1,181万4,000円につきましては、延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター、放課後児童クラブなどの事業に伴う補助金であります。

その3行下になります。ひとり親家庭福祉対策費国庫補助金466万2,000円につきましては、ひとり親家庭の自立支援として、就職や就労に必要な資格取得等を支援する給付金にかかわる補助金であります。

次に、21 ページをお開きください。

2 番目の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金 2 節 児童福祉費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費負担金 6 億 929 万 8,000 円につきましては、国庫負担金同様に、民間保育園や認定こども園などへ支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は4分の1になります。

その下、児童手当費県負担金 1 億 8,522 万 9,000 円につきましては、国庫負担金同様、児童手当の支給にかかわる負担金であります。

次に、23 ページをお開きください。

16 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金 1 節 社会福祉費県補助金の説明欄、一番下の行、結婚対策費県補助金 840 万円につきましては、結婚に伴う新たな生活を経済的に支援する、結婚新生活支援事業に対する補助金で、補助率は2分の1になります。

次に、その下の2節 児童福祉費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 1 億 632 万 3,000 円につきましては、国庫補助金同様に、延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター、及び、放課後児童クラブなどの事業に伴う補助金であります。

その下の施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 1 億 4,239 万 9,000 円につきましては、特別保育事業や第2子以降保育料免除事業に対する補助金で、補助率は2分の1になります。

その3行下になります、保育所運営費県補助金 730 万 4000 円につきましては、公立保育園の第2子以降保育料免除事業費に伴う補助金で、補助率は2分の1になります。

次に、その下の3目 衛生費県補助金 1 節 保健衛生費県補助金の説明欄、下から3行目、こども医療対策事業費県補助金 1 億 4,987 万 4,000 円につきましては、こども医療費助成にかかわる補助金であります。

次に、35 ページをお開きください。

一番下の段、21 款 諸収入 4 項 3 目 雑入のページが変わりまして、37 ページの説明欄1行目、保育所収入 1,241 万 1,000 円につきましては、公立保育園の職員の給食費等で、次の714 万 2,000 円につきましては、公立保育園の給食費収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

87 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費のページが変わりまして、89 ページの説明欄1番目の○、こども発達支援センター運営費 6,569 万 3,000 円につきましては、あおば園における小児科医や理学療法士などの専門指導者への報酬や、療育にかかわる給付費、また、施設の運営にかかわる費用であります。

次に、99 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 6 目 女性青少年費の説明欄、1 番下の○、結婚対策費 1,744 万 1,000 円につきましては、先ほど歳入のところで説明しましたとおり、結婚に伴う新たな生活を経済的に支援する、結婚新生活支援補助金が主なものであります。

次に、ページが変わりまして、101 ページの上の段の説明欄、一番下の○、女性相談支援事業費 735 万 5,000 円につきましては、女性相談員 2 名分の報酬、及び、相談事業で使用する公用車 1 台分のリース料が主なものであります。

下の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費のページが変わりまして、103 ページの説明欄、下から 2 つ目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 30 億 6,196 万 2,000 円につきましては、民間保育園、認定こども園、幼稚園等への委託費、負担金、及び、一時預かり保育、病児保育などの特別保育事業に対する推進費補助金などが主なものであり、令和 7 年度から試行を開始する、こども誰でも通園制度にかかる費用 51 万円を含んでおります。

同じ説明欄、一番下の○、児童福祉施設整備事業費 230 万 7,000 円につきましては、民間保育園 2 園に対する施設整備等にかかわる補助金であります。

次に、その下の 2 目 保育所費の説明欄、保育所運営費 3 億 6,678 万 1,000 円につきましては、公立保育園 7 園の運営経費で、会計年度任用職員保育士等の報酬や、給食材料費などが主なものであります。

次に、105 ページをお開きください。

3 款 民生費 2 項 3 目 こども支援費のページが変わりまして、107 ページの説明欄 1 番目の○、児童手当費 19 億 3,276 万 8,000 円につきましては、高校生年代までの児童を養育している親などに支給する児童手当が主なものであります。

次に、3 番目の○、放課後児童健全育成事業費 2 億 3,998 万 6,000 円につきましては、市内 31 カ所の放課後児童クラブへの運営委託料が主なものであります。

その下、4 番目の○、ひとり親家庭福祉対策費 1,195 万 2,000 円につきましては、母子生活支援施設入所措置費や、ひとり親家庭の自立支援のための資格取得等を支援する給付金が主なものであります。

次に、一番下の○、児童扶養手当費 3 億 2,469 万 3,000 円につきましては、児童を養育しているひとり親等に支給する児童扶養手当が主なものであります。

次に、109 ページをお開きください。

引き続き、こども支援費になります。

説明欄、2 番目の○、家庭こども相談事業費 1,897 万 4,000 円につきましては、児童虐待のほか、養育に支援が必要な家庭やヤングケアラー等の相談・支援にかかわる費用として、子どもの居場所事業委託料や、家事支援のためのヘルパーを派遣する、子育て世帯訪問支援事業委託料などにかかわる費用が主なものであります。

次に、下から 2 番目の○、こどもの遊び場管理運営費 2,067 万 5,000 円につきましては、鹿沼市花木センター内の、こどもの遊び場の指定管理料が主なものであります。

一番下の○、いちごっこ出産・子育て応援給付事業費 1 億 935 万 7000 円につきましては、妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、妊婦に対して妊娠・出産時に支給するためのものであり、現行の応援給付金 10 万円にいちごっこ出産・子育てかぬまプラス事

業分を上乗せして、支給総額を20万円に倍増するためのものです。

次に、127ページをお開きください。

4款 衛生費 1項6目 子育て支援保健対策費の説明欄1番目の○、こども医療対策事業費4億3,827万円につきましては、子供の医療費を現物給付などにより、助成する医療扶助費が主なものです。

少し飛びますが、227ページをお開きください。

227ページ、2番目の段、10款 教育費 6項1目 教育振興費の説明欄、幼児教育推進事業費2,336万9,000円につきましては、幼稚園の一時預かり事業費が主なものです。

以上で、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、失礼しました、ちょっと、ただいまの説明のところ、1点、ちょっと訂正をさせていただければと思います。

103ページの説明欄、下から2つ目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費30億6,196万2,000円の内訳で、先ほど、こども誰でも通園制度に係る費用を51万円と説明をしてしまったのですけれども、正しくは510万円の誤りでした。

すみません、510万円で訂正をお願いいたします。

以上で、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、教育委員会が所管します主な歳入・歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の13ページをお開きください。

上の表の2段目、14款 使用料及び手数料 1項8目 教育使用料、2節 保健体育使用料の説明欄1行目、体育施設使用料3,998万7,000円につきましては、自然の森総合公園をはじめ、市内体育施設の使用料であり、実績等を勘案して計上しております。

次に、19ページをお開きください。

15款 国庫支出金、2項6目 教育費国庫補助金1節 小学校費国庫補助金の説明欄の2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金6,383万3,000円につきましては、菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修工事（第2期）及び津田小学校大規模改造（トイレ改修）工事（第1期）のほか、西小学校の屋内運動場空調機設置工事に対する交付金であり、補助率は菊沢東小学校、みどりが丘小学校、津田小学校につきましては3分の1、西小学校につきましては2分の1であります。

次に、その下、2節 中学校費国庫補助金の説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金5,396万5,000円につきましては、北犬飼中学校大規模改造（トイレ改修）工事の第1期及び南摩中学校大規模改造（トイレ改修）工事のほか、北中学校の屋内運動

場空調機設置工事に対する交付金でありまして、補助率は北犬飼中学校、南摩中学校につきましては3分の1、北中学校につきましては2分の1であります。

次に、25ページをお開きください。

16款 県支出金、2項8目 教育費県補助金 1節 教育総務費県補助金の説明欄3行目、教育研究所事業費県補助金1,136万円につきましては、教員の事務的な業務を担っていただく、教員業務支援員の配置に対する補助金で、補助率は3分の2であります。

次に、27ページをお開きください。

16款 県支出金、3項5目 教育費委託金 1節 中学校費委託金の説明欄2行目、中学校管理費委託金354万6,000円につきましては、休日の部活動地域移行を進めるため、モデル的实施をいたします地域クラブ活動の指導者謝金等に対する委託金であります。

その下の2節 保健体育費委託金の説明欄2行目、生涯スポーツ振興事業費委託金244万9,000円につきましては、幼児期からの運動習慣形成プロジェクトに対する委託金であります。

次に、35ページをお開きください。

3番目の表になります。21款 諸収入 3項5目 教育費貸付金元利収入の説明欄2行目、奨学金貸付金元金収入8,314万円につきましては、奨学金貸付金に対する元金返済分の収入として計上したものであります。

次に、一番下の表になります。21款 諸収入 4項2目 教育費収入の説明欄2行目、学校給食共同調理場給食事業費収入4億219万4,000円につきましては、共同調理場・各地区共同調理場・単独実施校の給食の提供を受ける児童・生徒・教職員、約7,300人分の給食費収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

なお2,000万円を超える事業などのうち、主なものについて、ご説明をさせていただきます。

61ページをお開きください。

2款 総務費 1項8目 財産管理費の右側説明欄、下から2番目の○、市民情報センター維持管理費9,061万8,000円につきましては、宮ビルサービス株式会社に委託する指定管理料及び空調機器リース等の経費であります。

次に、69ページをお開きください。

2款 総務費 1項13目 芸術文化振興費の説明欄1番目の○、市民文化センター管理運営費2億549万6,000円につきましては、公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団に委託する指定管理料等の経費となっております。

次に、71ページをお開きください。

14目 生涯学習費の説明欄、一番下の○、自然体験交流センター管理運営費4,718万5,000円につきましては、フロントや宿直などの会計年度任用職員の賃金及び光熱水費、警備委託、調理業務委託などの施設の維持管理や運営に要する経費となっております。

次に、飛びまして、193 ページをお開きください。

10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄、2 番目の○、公立学校非常勤講師報酬 2 億 1,415 万 7,000 円につきましては、小中学校の非常勤講師 59 人分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

令和 7 年度は、学校再編に基づく西小・加園小の統合に向けて、統合までの 2 年間、児童の学習の支援と心理的負担の軽減を図るため、加園小学校に 1 名の非常勤講師を配置する予定であります。

次に、3 番目の○、教育相談専門員報酬 4,471 万 6,000 円につきましては、いじめや不登校をはじめ、発達に関する相談など、様々な案件に対応する教育相談専門員 13 人分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

次に、195 ページをお開きください。

説明欄、一番上の○、奨学金等貸付事業費 7,231 万 1,000 円につきましては、新規 59 人、継続 103 人、合計 162 人に対する奨学金等の貸付に要する経費であります。

次に、説明欄、一番下の○、教育研究所事業費 2,741 万 6,000 円につきましては、学校教育の充実を図るため、様々な教育課題を研究する経費であります。

令和 7 年度は、教員業務支援員を、今年度 12 名の配置をさらに増員するものであり、教員の負担軽減を行うことで、教員が指導や教材研究により注力できるよう配置をまいります。

次に、197 ページをお開きください。

説明欄の一番上の○、スクールバス管理費 6,024 万 7,000 円につきましては、西小学校・加園小学校・栗野小学校・西中学校・栗野中学校に通学する遠距離通学児童・生徒のためのスクールバス運行業務委託などに要する経費であります。

次に、199 ページをお開きください。

10 款 教育費、2 項 1 目 学校管理費の説明欄 2 番目の○、小学校管理費 1 億 6,041 万 7,000 円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費など、小学校 24 校の維持管理経費であります。

次に、説明欄、一番下の○、校舎等維持補修費 1 億 4,328 万 6,000 円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上料のほか、新たに屋内運動場へ設置します 8 校分、北小学校、菊沢西小学校、石川小学校、津田小学校、池ノ森小学校、みどりが丘小学校、南押原小学校。

(「早い」と言う者あり)

○佐藤教育総務課長 あ、すみません、はい。

(「もう 1 回お願いします」と言う者あり)

○佐藤教育総務課長 はい。

(「もう 1 回ゆっくり」と言う者あり)

○佐藤教育総務課長 はい、よろしいですか、はい。

北小学校、菊沢西小学校、石川小学校、津田小学校、池ノ森小学校、みどりが丘小学校、南押原小学校、栗野小学校。

以上8校のエアコン借上料など、小学校24校の施設維持に要する経費であります。

次に、201ページをお開きください。

説明欄、一番上の○、校舎等施設整備事業費5億1,012万8,000円につきましては、歳入でもご説明させていただきましたとおり、菊沢東小学校、みどりが丘小学校の給水設備外改修工事の第2期及び津田小学校大規模改造（トイレ改修）工事の第1期、及び西小学校の屋内運動場空調機設置工事のほか、西小学校の敷地測量、みなみ小学校屋内運動場の長寿命化改良工事、こちらの実施設計業務や、楡木小学校、清洲第1小学校、清洲第2小学校、永野小学校、粕尾小学校、以上の5校に配備をします大型スポットエアコン、こちらの購入などの施設整備に要する経費となっております。

次に、203ページをお開きください。

説明欄の一番上の○、情報化教育推進事業費2億2,381万9,000円につきましては、小学校におけますICT支援員やパソコン・タブレットの借上料、機器修繕等、情報教育の環境整備に要する経費であります。

令和7年度は、GIGAスクールタブレットの更新を実施をし、教育ICT環境の充実に努めてまいります。

次に、2目 教育振興費の説明欄、上から2番目の○、教材教具購入費5,395万2,000円につきましては、小学校における教材、消耗品や備品購入に要する経費であります。

次の○、要保護・準要保護児童援助費2,952万9,000円につきましては、経済的理由により、就学が困難な児童、約350人に対する教育扶助費であります。

次に、下の表になります。

10款 教育費 3項 中学校費の1目 学校管理費の説明欄、一番上の○、外国語指導助手報酬5,040万円につきましては、小中学校の外国語活動及び外国語科の授業を補助する外国語指導助手14名分の報酬であります。

次に、205ページをお開きください。

説明欄、2番目の○、中学校管理費1億1,909万8,000円につきましては、こちらも消耗品費や燃料費、光熱水費など、中学校10校分の維持管理経費であります。

令和7年度は、帰国子女や外国人児童生徒に対する教育支援体制を拡充し、より海外から入国して日本語や文化・習慣など、わからない児童生徒への支援を実施をし、教育の充実に努めてまいります。

また、歳入でも説明いたしましたが、子供たちのスポーツ、文化活動の機会確保及び教員の働き方改革を推進するため、地域のクラブなどと連携し、休日の部活動の地域移行を進めてまいります。

さらに、学校再編に伴う通学支援につきましては、令和7年度から西中学校に通学する加蘇地区、上久我・下久我になりますけれども、こちらの生徒2名が遠距離通学とな

ることから、統合前の2年間の経過措置といたしまして、スクールタクシーを導入をいたします。

次に、説明欄、一番下の○、校舎等維持補修費1億3,010万2,000円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上料のほか、新たに屋内運動場へ設置します北犬飼中学校、北押原中学校、こちらの2校分のエアコンの借上料など、中学校10校分の施設維持に要する経費となっております。

次に、207ページをお開きください。

説明欄の一番上の○、校舎等施設整備事業費6億7,363万5,000円につきましては、北犬飼中学校大規模改造（トイレ改修）工事の第1期及び南摩中学校大規模改造（トイレ改修）工事などのほか、東中学校、西中学校、北中学校、南押原中学校、栗野中学校、こちらの5校の屋内運動場空調機設置工事などに要する経費となっております。

次に、209ページをお開きください。

説明欄の○になります、情報化教育推進事業費2,769万2,000円につきましては、中学校におけるパソコン借上料や機器修繕など、情報教育の環境整備に要する経費となっております。

次の、2目 教育振興費の説明欄、2番目の○、教材教具購入費7,143万円につきましては、中学校における教材消耗品や備品購入などに要する経費であります。

令和7年度は、中学校の教科書改訂に伴い必要となります、教師が利用する指導者用教科書、指導書などの購入経費を計上しております。

次の○、要保護・準要保護生徒援助費、3,319万7,000円につきましては、小学校同様、経済的理由により、就学が困難な生徒、約230人に対する教育扶助費であります。

次に、211ページをお開きください。

10款 教育費 4項2目 図書館費の説明欄、2番目の○ 図書館管理費9,597万2,000円につきましては、本館と栗野館の施設維持管理経費のほか、図書館業務システムの更新経費、及び東分館の指定管理など、業務委託に要する経費となっております。

次に、213ページをお開きください。図書館費が続きます。

説明欄1番目の○、図書館資料充実費2,241万3,000円につきましては、図書や雑誌、視聴覚資料などの購入に要する経費であります。

次に、215ページをお開きください。

3目 文化振興費の説明欄、一番下の○、文化財保護活動費2,145万3,000円につきましては、国指定重要無形民俗文化財発光路の強飯式、鹿沼今宮神社祭の屋台行事などの伝統行事をはじめ、指定文化財や埋蔵文化財を中心とした文化財の保存・活用に要する経費となっております。

次に、217ページをお開きください。

説明欄、2番目の○、川上澄生美術館管理運営事業費、1,800万4,000円につきましては、美術館の施設管理運営費のほか、企画展や、市内の小中学生を対象とするジュニア

版画大賞開催などに要する経費であります。

次に、221 ページをお開きください。

下の表になります、10 款 教育費 5 項 1 目 保健体育振興費の説明欄、一番下の○、生涯スポーツ振興事業費 2,399 万 1,000 円につきましては、スポーツ協会やスポーツ少年団などへの運営補助、及び第 45 回鹿沼さつきマラソン大会をはじめとする、各種スポーツ大会やスポーツ振興事業などに要する経費と、歳入でも説明いたしましたが、幼児期からの運動習慣形成プロジェクトとして、大学、保育園、スポーツ関係団体と連携し、運動遊びに関する教室や研修会を開催する経費となっております。

次に、223 ページをお開きください。

2 目 体育施設費の説明欄、1 番目の○、体育施設管理運営費 3 億 1,689 万 5,000 円につきましては、各スポーツ施設の管理運営に関し、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理料などの経費でございます。

次に、2 番目の○、体育施設維持補修費 2,991 万 7,000 円につきましては、総合体育館の蓄電池のほか、老朽化した施設の修繕などに要する経費であります。

次に、3 番目の○、体育施設整備事業費 3,288 万 6,000 円につきましては、自然の森総合公園サッカー場、フットサル場の改修工事に伴う実施設計委託に要する経費となっております。

次に、225 ページをお開きください。

3 目 学校給食費の説明欄、2 番目の○、学校給食事業費 9 億 9,995 万 5,000 円につきましては、共同調理場 2 カ所、地区調理場 6 カ所、単独実施校 3 カ所、合計 11 カ所の調理場における賄材料費や給食調理業務委託など、調理場管理運営に要する経費であります。

以上で、議案第 2 号 令和 7 年度 鹿沼市一般会計予算のうち、教育委員会が所管します主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、では、青木厚生課長。

○青木厚生課長 先ほど保健福祉部に係る予算の説明で、2 点ほど誤りがありました。修正させていただきます。

96 ページですね。

4 つ目の○、高齢者いきがい対策費、先ほど私は障がい者いきがい対策費と読み上げました。

高齢者いきがい対策費が正しいです。

修正いたします。

次に、116 ページをお開きください。

はい、右が側の説明欄 1 つ目の○、歯と口腔の健康づくり推進事業費 395 万 8,000 円についての説明の中で、こちらのほうは口頭で申し上げたのですが、現在、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳を対象としている歯周病検診を、令和 7 年度より、20 歳、30 歳にも拡大いた

します。

これが正しいのですが、私は、先ほど 20 代、30 代と、はい、読み上げました。

申し訳ありません。

(「今の 70 代とか言った」と言う者あり)

○青木厚生課長 あ、言いましたか。

申し訳ありません。

はい、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳です、はい。

それで、「令和 7 年度からは、20 歳、30 歳にも拡大します」が、正しい説明になります。

申し訳ありませんでした。

訂正いたします。

以上です。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

ここで、昼食の休憩をとりたいと思います。

再開は、1 時でいいですか。大丈夫ですか。いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○藤田委員長 では、1 時から再開といたします。よろしく願いいたします。

(0 時 15 分)

○藤田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

○藤田委員長 議案第 2 号の令和 7 年度鹿沼市一般会計予算について、質疑のある方は、順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

まず 86 ページですね。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の中の説明欄 2 つ目の○、社会福祉協議会運営補助金の、補助金の社会福祉協議会なのですけれども、前年は 1 億 3,429 万円だったというところから、1,200 万円ほど、これ少なくなっているのですけれども、これはどういった理由でしょうかということと、あと次のページ、88 ページの 1 つ目の○の後期高齢医療広域連合負担金の負担金が、前年度より、1 億 5,000 万円ほど負担金が増えているという理由について伺います。

○藤田委員長 はい、では、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、厚生課長の青木です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会のほうの前年との比較ですね、予算の比較で 1,200 万円程度、はい、今回減額になっている理由なのですけれども、これは人件費が削減されたとか、

事業が行われなかったということではなくて、令和7年度に新たに、ひきこもり地域支援センター並びに就業準備支援事業という新たな事業を社会福祉協議会に委託をいたしました。

その中に人件費等、その他事業費が計上されていることから、はい、こちらのほうの協議会の運営補助金のほうが減額になっているということです。

説明は以上となります。

○藤田委員長 はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 はい、保険年金課長の金子です。

88 ページ、一番上の○、後期高齢者医療広域連合負担金が増額になっている理由についてのご説明です。

こちらは広域連合からの示達額ということになっているのですが、療養給付費、市町の負担金、こちらが増額になっておりまして、今年度は市で負担すべきものが増えておりますので、このような金額になっております。

説明は以上です。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、いいですか、はい。

では、ほかに質疑のある方は、はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

お世話になります。

ちょうど開いているページで社会福祉協議会の補助と重層的支援のひきこもりが多分かぶらないように調整しているということですかね。

それで、そのひきこもりの重層的支援整備の委託先も、社会福祉協議会になるのかというのと、あと、この指定管理委託と社会福祉協議会の補助というか、その違いですかね。

指定管理委託で委託する場合と、社会福祉協議会には、今回は指定管理ではなく、補助という形だと思えるのですけれども、その違いというのが、もしわかれば、それが簡単ではなければ後でお伺いに行きますけれども、お願いいたします。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

いいですか、はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、すみません。

厚生課長の青木です。

橋本委員、申し訳ございません。

もう一度質問をいただいてもよろしいでしょうか。

申し訳ございません。

○橋本委員 はい、すみません。

この 86 ページの下から 1 つ目の○の、これの委託なのですけれども、どこに対しての

委託かと、ことです。

はい、それで、はい。

いいです。

○青木厚生課長 はい。

はい、改めまして。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○青木厚生課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

委託先は、社会福祉協議会のほうになります。

設置先も同じく、社会福祉協議会となっております。

今回、委託に当たってなのですけれども、ちょっとお答えが、予想しているものなのか、内容かどうかはちょっと申し訳ありませんが、今回社会福祉協議会のほうに委託した経緯なのですけれども、これまでもひきこもり地域支援に関する事業等を行っておりまして、今回委託する事業の内容については既に社会福祉協議会のほうで取り組んでいる事業内容であった点で、これまでも家族会であるとか、地域にあるひきこもり支援団体ですね、そういった方たちとの連絡協議会等を既に開いているという、そういう実績がありましたので、今回委託というふうにさせていただきました。

説明は以上です。

○藤田委員長 はい、では、橋本委員。

○橋本委員 はい、そうしますと、そのひきこもり支援センター専属の職員ということで、新たにその部局という、部局というのですかね。

そういうセンターができるということでの認識でよろしいのでしょうか。

それだけお願いします。

○藤田委員長 はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、今回、事業のほうですね、当たっていただく職員は、社会福祉協議会のほうから2名の職員が当たっていただきます。

それで、そのほか1名を、地域でひきこもり支援に当たっていただいている協議会の中から1名、はい。

合計3名で、体制のほうを整えております。

説明は以上です。

○藤田委員長 はい、先ほどの指定管理とかは大丈夫ですか。

○橋本委員 それは大丈夫。

○藤田委員長 いいですか。

わかりました、はい。

では、ほかに。

はい、船生委員。

○船生委員 社会。

(「何ページ」と言う者あり)

○船生委員 あ、すみません、100 ページ、一番下の段の○、結婚対策費 1,744 万 1,000 円が使われているのですけれども、結果はどんなでしたか。

これはいろいろ、結果というのは。

(「これは予算」と言う者あり)

○船生委員 予算、これは予算のほうか、ごめんなさい。

これは、あ、そうか。

一応目標です、では、目標を聞かせてください。

何組ぐらいの目標と、もう一つは、それを聞いてからもう 1 個聞かか。

はい、お願いします。

○藤田委員長 はい、結婚対策はいいのですよね。

はい、では、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

今回 35 件ですかね。

35 件での見積もりをしまして、令和 6 年度実績の大体見込みと同額と考えておりまして、1,680 万円ということで、その補助金のほうはさせていただいております。

それで、新規、この結婚新生活補助金につきましては、新規分と、その年で使い切れなかった分を翌年にちょっと繰り越すことができる、ちょっと制度になっていまして、その継続、翌年は継続として、受け取れるのですけれども、その方を大体 20 件分ということで見込んでいまして、新規分 35 件と、継続分 20 件ということで、約 55 件ぐらいを見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○船生委員 はい、ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、では、ほかに。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 はい、20 ページの教育費国庫補助金で、右の 1 節、2 節で小中学校の国庫補助金の中で、いろんな改修で、補助率が 2 分の 1 と 3 分の 1 というの、2 つあったので、普通に考えれば 2 分の 1 のほうがいいわけなのですけれども、これ、もう 1 回ちょっと何と何がどれでというのと、どうして補助率が違うのかまで説明求めたいと思います。

○藤田委員長 はい、説明をお願いします。

はい、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

こちらの補助金なのですが、菊沢東小学校、みどりが丘小学校、あ、小学校費からいきますけれども、菊沢東小学校の給水設備外改修工事。

それと、みどりが丘小学校給水設備外改修工事。

それと津田小学校の大規模改造、これ、トイレ改修の工事になりますけれども、こちら、この3件ですね、この3件が補助率が3分の1になってございます。

これは学校施設の環境改善交付金という交付金でございまして、こちらの躯体の改修工事等は補助率が国のほうで3分の1となっております。

それで、もう1件、西小学校の屋内運動場空調機設置工事、こちらが補助金が2分の1となっております。

これは交付金のほうで、断熱化が図られている体育館に空調機を設置する場合は、3分の1から2分の1に繰り上がられるというような形になってございます。

それからその下の中学校になりますけれども、こちらは北犬飼中学校の大規模改造、トイレ改修工事。

それと、南摩中学校ですね、大規模改造工事、これもトイレの改修工事。

こちらも先ほど申し上げたとおり、設備の改修工事になりますので、補助率が3分の1で、北中学校の屋内運動場空調機設置工事、こちらにつきましては、前回の大規模改修で、断熱化も図られていますので、割り増しということで、2分の1、補助率が2分の1となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

南摩中は、あれですよ。

統廃合では西中、あれ。

(「ならない」と言う者あり)

○佐藤委員 あ、失礼しました。

何でもありません。

はい、どうぞ、返します。

○藤田委員長 はい。

はい、では、引き続き、はい、船生委員。

○船生委員 はい、船生です。

112ページが一番下の段の○、生活保護扶助費。

これは生活保護ですよ。

大体どのぐらいの見込まれているのか、件数といいたいでしょうか。

はい、お願いします。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

件数の見込みというのは、該当している世帯数でよろしいでしょうか。

○船生委員 はい、そうです。

○青木厚生課長 はい、お答えいたします。

例年です、ここ直近ですね、5年間の間、ほぼ世帯者数と、対象者数ですね、変わっておりませんで、世帯数が大体510件、510件から520件程度、対象者数が620件、620人ですね、失礼いたしました。

620人程度となっております。

以上で説明を終わります。

○船生委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、では。

○梶原委員 関連して。

○藤田委員長 あ、関連して、はい、では、梶原委員。

○梶原委員 すみません、昨年その中から外国人が5世帯、6世帯というのを聞いているので、今年も聞いておきます。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、ただいまの質疑にお答えします。

外国人の該当者数ですが、4世帯となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、では、ほかに質疑。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 はい、128ページの病院群輪番制病院運営等事業費の、この8,093万2,000円の内訳と、これはどういう趣旨のお金か、もう一度説明願います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、柏熊健康課長。

○柏熊健康課長 はい、健康課、柏熊です。

よろしく申し上げます。

まず負担金と補助金に分かれていまして、それで、負担金のほうが227万3,000円。

こちら、小児二次救急として、獨協ですね、獨協医科大学病院のほうに負担金として、栃木市と一緒に負担分担して払っているのですが、その分の負担金になります。

その下にある補助金が、病院群輪番制、二次救急で、3病院で交代でやっている制度ですね、こちらの補助金になりまして、内訳を申し上げますと、まず上都賀総合病院が257日担当しておりまして、それに単価を掛けます。

それで、単価が17万9,990円、1日当たりかかりますので、それで4,625万7,430円、はい。

続きまして、御殿山病院、こちらが89日担当しておりまして、1,601万9,110円。

続きまして、西方病院、こちらが90日担当しておりまして、1,619万9,100円でございます。

以上でございます。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、では、続きまして、ほかに質問ある方。

はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、谷中です。

14 ページなのですけれども、ごめんなさい、ちょっと体育館の施設の使用料ということで、自然の森総合公園ということになると、多分TKCいちごアリーナも入っているかなと思うのですけれども、令和6年から使用料とかが上がったので、その使用料の収入も上がったかなと思うのですが、それがどうかというのと、あと、冷暖房費というものも別にとるようになって苦情が入っているかどうかお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山です。

まず収入のほうですけれども、専用利用によります件数、そこまで件数が多くありませんので、この今回の料金改定に伴って、大幅に利用が増えたという実績がございます。

また、今年度につきましては、今月が1カ月間休館ということになっておりますので、あまり差が出ない状況になっております。

それで、今回の予算要求に関しましては、昨年9月までの実績と、それから、令和4年、令和5年の実績をかんがみまして、要求をしておりますので、おおむね同額という形になります。

それから空調費の苦情でございますが、今のところ大きな苦情としていただいたものはございません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、谷中委員。

○谷中委員 小さいのは多分いっぱいいていると思うのですけれども、やっぱり寒いときに「朝からやるから、つけといてね」と言っても、その、どこでこの気温の、何ていうの、体育館の中の温度を管理しているかによって、1階よりも下にあるので、そういうのもあるので、その辺だけは聞いておかないと、急にですね、ほかの体育館もいろいろ空調設備もできてきて、今までTKCいちごアリーナがすごく使われていた、空気がないぐらい使われていましたが、今若干あまりよろしくないがあるので、少なくともならないように頑張ってもらいたいと思います。

すみません、ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、ほかに質問。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 自分も光熱費の小さい苦情の件で、110 ページなのですけれども、こどもの遊び場管理運営費で、いちごっこ広場が、あそこが、やっぱり寒いという大人がすごい来たのですよ、スリッパも使えないとか。

それで、この委託料、賃借料の中で、どちらに光熱費なんかが入っているのかというのと、やっぱり光熱費をもっと増やして暖房をたけば、苦情が減るのかなと思ったもので、もう光熱費、これ、どういう配分になっていますか。どちらに計上されていますかという、あと、この昨今の水道光熱費の上昇にあわせて、ちょっと多めに計上しているのかどうか、そこを質問させてください。

○藤田委員長 説明を求めます。

はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

こどもの遊び場、いちごっこ広場につきましては、こちらにつきましては、花木センターのほうへ委託をしております。

それで、いちごっこ広場管理運営委託ということで、その委託料の中でやっていただいておりますので、ちょっと今、ちょっとすぐに、ちょっとその配分については、ちょっとわからないところであります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○藤田委員長 はい、ほかに質問をお願いいたします。

はい、どちら。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

88 ページ、説明欄の 2 番目の○、障害者自立支援事業費の中の 19 節扶助費の給付費が、これ前年度より 3 億円増額になっています。

対象となる方が増えたということだと思うのですけれども、ちょっとその辺の説明をいただきたいと思います。

○藤田委員長 はい、では、説明を求めます。

はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 障がい福祉課長の山形です。

よろしく願いいたします。

梶原委員の質疑にお答えします。

まず自立支援事業費の約 99.5%～99.8%前後で扶助費が占めている状況です。

令和 7 年度当初予算につきましても、約 10%近くの予算増ということで、要求のほうをさせていただいています。

その中で、自立支援、介護給付、訓練等給付、こちらと、自立支援医療費、これの占める割合が大部分になります。

それで、自立支援、介護給付、訓練等給付の中で、どういったサービスが多く使われているかということの説明させていただきますと、生活介護、多いものから、5つぐらい説明させていただきますと、生活介護、放課後等デイサービス、就労継続支援B、就労継続支援A、共同生活援助といったものになります。

それで、こちらにつきましては、利用者の増ということが言えるのですが、そちらのほうの背景につきまして、ちょっと触れさせていただきますと、生活介護のほうですと、高齢化と障がいの重度化というところで、全般的な高齢化とともに、重度の障がいを持つ高齢者が増えていることが、この背景でございます。

また、放課後等デイサービスですと、共働き家庭の増加というところで、共働きや出産後の早期復職の家庭が増える中で、従来ですと、学校終了後の時間帯では、親による見守りや支援が中心であったところ、子供を安心して預けられる場所としての需要が高まっているといったことがございます。

また、就労継続支援事業につきましては、就労意欲の向上といった形で、障がい者自身が働く意欲を持つケースが増えているといったことが背景としてございます。

以上のようなことから、予算のほうが増えているという状況です。

説明は以上になります。

○藤田委員長 はい、いいですか。

はい、ほかに質疑はございますか。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

92 ページと 96 ページにちょっとまたがってしまうのですがけれども、やまびこ荘の管理運営費と千寿荘の管理運営で、やまびこ荘は指定管理者ということになっていまして、おそらく社会福祉法人希望の家さんかと思うのですがけれども、それで、千寿荘は社会福祉協議会さんにそのまま委託しているという状況だと思います。

それで、この委託先が指定管理と社会福祉協議会とで、契約の形というのが違ってくるのかどうかと。

例えば、やまびこ荘は指定管理者委託になっているので、これは以前とこの金額が変わっているかどうか、要は指定管理者になったので安くなったとかですね、その委託料の変更があったかどうか、あと社会福祉協議会のほうのこの1億2,000万円の、千寿荘のほうですね。

何となく同じような位置にあるものですから、千寿荘のほうは社会福祉協議会がそのまま委託を受けていて、指定管理者ではないということなのですからけれども、この算出等、両方とも札入れをして決めていくのか、あるいは、こちらから委託料を確定して、それに伴ってその金額1,500万円と1億2,000万円で決まっているのか、その辺のところか

わかれば、ちょっと教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。

よろしく願いいたします。

やまびこ荘の指定管理のほうにつきまして、ご説明させていただきます。

やまびこ荘につきましては、今現在日吉町の場所に、確か平成 17 年、平成 18 年頃に今の施設ができて、その当時から指定管理という形になっております。

それで、今回予算としまして、指定管理のほう、1,500 万円を計上しておりますが、これは昨年指定管理の募集をかけた際に、その募集の中で、鹿沼市のほうで指定管理料として、年当たり 1,500 万円というところで、そこはその枠として提示いたしまして、それに基づいて、希望の家さんのほうで提案をいただいた結果になります。

希望の家のほうに関しては以上になります。

○藤田委員長 はい、松島高齢福祉課長。

○松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課長の松島です。

よろしく願いします。

続きまして、千寿荘のほうなのですけれども、こちらも指定管理で社会福祉協議会のほうに指定管理料としてお支払いしております。

令和 4 年度から 8 年間ですね、年間 1 億 2,028 万円ということで、ほぼ半分ぐらいは人件費というふうな状況になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、ありがとうございます。

では、やまびこ荘のほうは、今の指定管理者がずっと、この 1,500 万円というの、では、この費用の変動点があったのかどうか。

指定管理者が変わって、ここの金額が変わったかどうかというのをお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。

指定管理料につきましては、令和 3 年度の際に、指定管理者が今の希望の家に変わりました。

それで、その際に、3 年間の指定期間だったのですが、基本協定におきまして、年間 1,500 万円、3 年間で 4,500 万円ということで、指定管理の協定を結びさせていただきました。

ただ、今年度なのですけれども、前回の指定管理の際に、以前の指定管理者からの引き継ぎということがございまして、当初の年度におきましては、その引き継ぎに伴う必

要経費というものが膨らむだろうということがございまして、初年度に指定管理料を多く配分した傾斜配分をさせていただいています。

この結果、初年度が1,800万円、2年目が1,500万円、3年目が1,200万円ということで、今年度につきましては、指定管理料が減額になっております。

それで、令和7年度からの指定管理につきましては、基本協定に基づきまして、年間1,500万円ということにさせていただいておりますので、その分の金額が、約3,000万円近くが増額しているという状況になります。

説明は以上になります。

○藤田委員長 いいですか、どうですか。

それでよろしいですか。

はい、橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

そうすると令和3年度から、令和3年度よりも前までは、令和2年度までは社会福祉協議会が指定管理者になっていて、そのときの委託費というのは、いくらだったのですか。

もし、手元になれば、後で教えてもらいます。

○藤田委員長 説明を求めます。

はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。

申し訳ございません。

手元に資料はないのですが、委託のほう、令和3年度以降は利用料金制のほうに変更させていただいております。それ以前は、市のほうから、今は給付費を直接指定管理者のほうで受け取れる仕組みになっているのですけれども、それ以前は市のほうから指定管理者のほうに、直接ということではなくて、市のほうから委託先にお支払いをするという形をとらせていただいております。

○藤田委員長 はい、いいですか。

はい、では、亀山保健福祉部長。

○亀山保健福祉部長 ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど山形課長のほうから、指定管理先が、令和4年度から社会福祉協議会から希望の家が変わったと。

この変わった時点では、公募で指定管理者を募集しまして、その結果、希望の家が変わったということがあります。

それで、制度的には、先ほど山形課長が申しましたように、利用料金制を導入したということで、市から指定管理を受けている法人に支払う指定管理料というのが、かなり減額になりました。

それで、令和3年度の決算額で言いますと、社会福祉協議会に指定管理を出していた

ときの金額ですと、1億2,140万円ほどの指定管理料になっております。

それが先ほどの利用料金制ということで、法人のほうに利用料金が入るような指定管理の仕組みをとった中で委託料が約1桁ほど下がったという結果になります。

説明は以上になります。

○橋本委員 なるほど、わかりました。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑はございますか。

はい、船生委員。

○船生委員 はい、お願いします。

96 ページの一番下から2番目の○、介護保険施設整備事業費という、まあ、ここにあるのですが、これ何か見込みとか、何か計画とか、何か、そこらのところがあるのでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 はい、介護保険課長の根本です。

よろしく願いいたします。

船生委員の質疑にお答えします。

令和7年度施設整備計画につきましては、広域型特別養護老人ホーム40床と認知症型グループホーム1床のほうを予定しております。

こちらの予算につきましては、認知症型グループホームの施設整備についての予算となっております。

広域型につきましては、県に直接事業所が申請する形、40床となりますので、なっておりますので、こちらのほうには計上しておりません。

以上です。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、関連して、同じところをお聞きしますけれども、前年度は、この福祉施設建設及び設備整備ということで、1億7,040万円が組まれていたと思うのですが、一気にこれ3,660万円ということで、思いっきり減額されているのですが、この辺の説明をお願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 はい、介護保険課長の根本です。

梶原委員の質疑についてお答えします。

先ほど船生委員のほうに説明しましたように、今回は、特別養護老人ホームと、あとグループホームを予定しております。

令和7年度は予定しております。

予算につきましては、グループホームのみの予算の計上となっております。

それで、特別養護老人ホームに関しましては、事業所のほう、法人のほうが直接県に申請するという形になっておりますので、こちらには計上しておりません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、オーケーですか。

はい、では、ほかに質疑は。

はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、2つお願いします。

206 ページに、中学校のこれ管理費の中に消耗品費というのがあるのと、その後の 210 ページには今度教材教具購入費でも消耗品とあるのですが、普通に学校のほうで、保護者に対しての手紙だったり、そういう消耗品というのはどちらに当たるのかということと、あと結構何か毎年減額というか、10%ぐらいずつ少なくされていたというのをお聞きしているのですが、現在もそんなことが続いているのかどうかお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの谷中委員のご質疑にお答えいたします。

一般的な事務等につきましては、中学校管理費の中の消耗品で出させていただきます。

それで、確かに消耗品が毎年下がっているというふうなことで以前あったかも、そういうお話もあったかもしれませんが、私ども、当方といたしますと、事前に、当然各学校に調査と申しますか、確認をさせていただきながら、できるだけ学校の要望に応えるような形で予算の配分、全体の予算の中から、それぞれの学校にいくらずつ渡すというふうなことで、計画をして、配備をしてございます。

また、その際には、各学校に集まっておきまして、説明会なども開きながら、やらせていただいているような状況でございます。

以上で説明を終わります。

○谷中委員 丁寧な対応になったので、よかったです。

では、もう一つ、すみません。

216 ページで、文化財保護活動費ということで、先ほど今宮神社のことと、発光路ということが出たのですけれども、確か今年度発光路のお祭りがなく、残念ながらできなくなったというものがあって、何とか文化のほうでできなかったのかなというような思いもあったのですけれども、これについてというか、この補助金の、発光路に関してはどんなものと、その辺はどのように考えているか、いいですか。

今後どのようになるのか。

○藤田委員長 はい。

はい、永岡文化課長。

○永岡文化課長 文化課長の永岡です。

ただいまの谷中委員の質疑にお答えをいたします。

今年の発光路の強飯式、残念ながら、あの行事は、その神社の当番の引き継ぎ式に当たります。

それで、その重要な任務で、子供が、その当番の引き継ぎを仕切るという行事になっております。

残念ながら、子供、お子さんが、それを引き継ぐお子さんがいらっしゃらないということで、今回は中止になりました。

それで、文化課としましても、行政のほうとしましても、国指定の文化財ですので、多少の中断は仕方ないにしても、継続をやはりしていただかないと困る行事です。

ですので、保存、地元とですね、ちょっとお話をしながら、どういった支援が行政のほうでできるのかというのをちょっと地元のほうと話し合いをしながら、継承に向けた活動をしていきたいというふうに考えております。

そして、補助金につきましては、まさにその行事の伝承事業に対しての補助ということで、20万円、毎年支払い、交付しております。

行事にかかる費用の補助だったり、道具の修理等にも、その20万円が充てられてございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 図書館費だから、211ページ、12ページですね。

全体の予算の図書館費が前年度の比較で、この912万6,000円減になっていて、割と900万円というのは大きいなと思ったので、その、どういった背景なり、詳細というものを聞いてみたいなと思います。お願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、大貫図書館長。

○大貫図書館長 はい、図書館長の大貫です。

お願いいたします。

佐藤委員のご質問にお答えします。

約900万円ほどということなのですが、まず一番大きいのが、今年度は、図書館システムの入れ替えをいたしました。

5年間の契約でやっているものなのですが、その契約のための更新の費用として、約600万円が、通常よりも余計に見込まれていましたので、それがまず下がっております。

それから、今年度末までに図書館内の照明のLED化が終了いたしまして、LED化されたことによって電気料が減るだろうということで、こちらが140万円減額になっております。

それから残り160万円ほどなのですが、こちらは、電算システム関係ですね。

今までシステム自体の借上料と、器具、パソコン等の器具を別々に契約して、借り入れていたのですが、こちらを一本化しましたことによって、減っているということになるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 そのパソコンの何かリースをね、一括でというのは、減ったからいいのですが、逆にも、では、ほかの部署でもできることなのかなということ、図書館だけは試みとしてやってみたら、それだけ安くできたということなののでしょうか。

○藤田委員長 ほかの部署。

○佐藤委員 ほかの部署と、僕個人的に思うのですが、図書館に限っては、今までのやり方を、はい。

○藤田委員長 答えていただけるみたいなので、はい。

では、大貫図書館長。

○大貫図書館長 はい、どこまでお答えできるかわかりませんが、今回見直したときに、「これ、どうして別々の契約になっているの」というところから始まって、「いや、別にする必要ない、相手は一緒なので、一本で大丈夫だよ」ということを検討してきた結果がこういうことになったということです。

それで、多分、ほかのところはちょっと私もよくわからないのですが、経費の削減は続けているはずですので、はい。

図書館と同じようなことは起きないのではないかと考えております、はい。

以上です。

○藤田委員長 いいですか。

○佐藤委員 はい。

○梶原委員 関連して。

○藤田委員長 関連して、はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

今の電算システムの借上料なのですが、214ページの先ほど言ったところは905万2,000円になっていて、これ前年は、779万9,000円で、130万、120万ぐらい上がっているわけですね。

それで、先ほど、ほかのシステムとあわせてとなったのですが、どこの金額とあわせて、900万円になったのかというのを教えてもらっていいですか。

- 藤田委員長 説明を求めます。
はい、大貫図書館長。
- 大貫図書館長 はい、図書館長、大貫です。
梶原委員のご質問にお答えいたします。
昨年は、その電算システム借上料の、その下の行ですね、施設・器具借上料、こちらと併用しておりました。
この2本立てになっていて、片方が減って、片方がその分が増えて上がったというようなことになっております。
すみません、ちょっと去年の数字、細かい数字、今手元にないのですけれども、昨年がですね、施設・器具借上料のほうで、2,700万円。
それで、電算システムのほうで、約780万円、およそになりますけれども、くらの当初予算となっておりました。
以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 はい、梶原委員。
- 梶原委員 すみません、そこの施設・器具借上料というのはわかりました。
それで、それが2,700万円とわかったのですけれども、この中のその「同じ契約でいけるよね」となった、その電算システム関係の部分がいくらあって、それが足したら多くなるけれども、この900万円より多くなったけれども、1,000万円とかなったけれども、900万円になりましたとかという話なのか、単純に足したら900万円でしたというだけの話なのか確認したいのです。
- 藤田委員長 はい、では、説明を求めます。
ちょっと時間がかかりますかね。
もし時間がかかるようでしたら、別な。
- 大貫図書館長 ちょっと資料を確認させていただきます。
- 藤田委員長 はい、では、別な質疑を先にしたいと思います。
では、佐藤委員。
- 佐藤委員 206ページの中学校管理費の中で、スクールタクシーという説明があったと思うので、なかなか初めて聞く言葉なので、勉強したいという趣旨もありますので、概要がてらと、どこに計上されていて、金額はいくらということを含めての説明を求めます。
- 藤田委員長 はい、説明をよろしくお願いします。
田仲学校再編推進室長。
- 田仲学校再編推進室長 学校再編推進室長の田仲です。
佐藤委員の質疑にお答えしたいと思います。
まず、スクールタクシーなのですけれども、今回、加蘇中の統廃合の方針を示しておりまして、令和9年から西中に統合ということになっております。
それで、令和7年4月から中学1年生だけは先行して、西中に通うことになっており

ます。

そのために、おおむね6キロ以上離れている、加蘇地区と言っても久我のほうですが、2名だけの通学支援になります。

2名だけですので、スクールバスよりも、スクールタクシーのほうが合理的ですので、スクールタクシーを2年間、導入する予定でございます。

統合は令和9年度ですが、その際には、スクールバスがいいのか、それともタクシーがいいのか、人数やどこまで乗せるというのを、4月以降によく検討して、丁寧に保護者に聞き取りしながら、令和9年以降は対応したいというふうに考えております。

あとは予算なのですけれども、206ページの中学校管理費の中の13節使用料及び賃借料、この中の自動車借上料、580万円となっておりますが、この学校再編に関しましては、300万円を予定しております。

ちなみにそのほかに関しましては、残りの金額は学校の演劇鑑賞ですとか、校外の学習などで使用するバスの借上料などがございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、対象の生徒が2人で300万円で1年間というのは、個人的にはすごく驚きが若干、違和感のある数字なのですが、いろいろ考えたけれども、これが一番、2人のために1年間300万円を使うというのが、どういうふうにその結論に至ったか、ちょっと説明を求めます。

○藤田委員長 では、田仲学校再編推進室長。

○田仲学校再編推進室長 学校再編推進室長の田仲です。

佐藤委員の質疑にお答えします。

検討としましては、大きく2つあります。

1つは、スクールバスを導入した場合に、平均なのですけれども、年間で大体600万円から700万円ぐらいかかります、1台、はい。

なので、スクールタクシーのほうが安価であるということです。

あとはリーバスに乗れないかという検討も行いました。

ただ、リーバスのほうは、何ていうのでしょうか、常に使っていらっしゃる方がいて、その方に関しては、生活課で確認したのですが、通勤や通学で使っていらっしゃる。

それで、しかも、新鹿沼駅に行きますので、リーバスに乗って、駅の電車の時間に間に合うように行っている。

それで、それを学校にあわせて時間を変更することは難しいということで、やはりこれはスクールタクシーが一番合理的な方法だということで、導入を考えたところでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 それはもう2人の生徒さんの保護者なんかともいろいろ相談したわけですか。

「いや、実はお二人のために300万かかるんですけども、何かもし、あのね、送り迎えなんかやってもらえるならね、そういったガソリン代の補助とか、いろいろありますけども」ということも含めて検討されましたか。

○藤田委員長 はい、田仲学校再編推進室長。

○田仲学校再編推進室長 学校再編推進室長の田仲です。

佐藤委員の質疑にお答えします。

おっしゃるとおり保護者の方に送迎してもらおうということも1つの案かと思うのですが、学校再編に関しましては、市の行政主導でお願い、お願いをするというか、はい、形でございます。

また、加蘇地区に関しましては、距離も長いですし、野生鳥獣も出るということで、やはり生徒さんの安全面を考えて、300万円というのはちょっと高いかもしれないですけども、やはり子供の安全を守る、安全のためには、やはり通学支援は必要ということで、はい、この結果を出しました。

もちろん保護者の方と相談をさせていただいた結果でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、今、昨日3年生がいなくなって、今度新しく入る1年生がそうするとなると、今度残っているのは、新3年生だけになるではないですか。

あ、2年生と3年生か。

そういう人たちの、もう今度、では、こういうスクールタクシーにしていこうと、それで、バスよりは安いのだということで、割と加蘇中の学区に関してはこの数年間というのは、こういうスクールタクシーでやっていくという方針ですか。

○藤田委員長 はい、田仲学校再編推進室長。

○田仲学校再編推進室長 学校再編推進室長の田仲です。

佐藤委員の質疑にお答えします。

経過措置でございますので、2年間というふうに考えております。

それで、令和9年からは、今度は小学校も統合になりますので、西小と西中に行かれる方が、おそらく同乗されると思うのですね。

それで、その場合に、バスにしたらいいのか、タクシーにしたらいいのか、その辺は、来年度4月以降に、保護者の方と相談をしながら、また、地域の方の実情も伺いながら、詳細を詰めていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 わかりました、ありがとうございました。

○藤田委員長 はい、では、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

図書館のところで、追加というか、ちょっと最初から聞こうと思ったのですけれども、指定管理者、委託料で、指定管理者に 3,600 万円の指定管理委託をされていて、これ、一番最初の当初の説明でも、この分の管理費は本館と栗野館と、東分館ですかね、が、多分一緒になっていると思うのですけれども、この指定管理のこの 3,600 万円はどここの範疇にあるのかという、どこ、全部の委託、全部の 3 館を管理委託しているのか、そのうちのどこか 1 カ所なのか、そのエリア、212 ページから 214 ページにかけてなののですけれども、その指定管理のエリアと算出というのはどういうふうに行っているか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、大貫図書館長。

○大貫図書館長 はい、図書館長の大貫です。

橋本委員のご質問にお答えいたします。

現在 3 館ある図書館のうちの指定管理制度を導入している図書館は東分館だけです。

なので、こちらは東分館 1 館についての予算となっております。

指定管理者のほうについては、先ほども説明あったかと思うのですけれども、公募しまして、それで、金額もそのときに事業者さんのほうから出していただいて、それで調整を図った上での金額となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 えっと東分館だけで、指定管理委託料が 3,600 万円ということだったですかね。

その金額はちょっとあれなのですけれども、ほかを指定管理しなくて、東分館だけ指定管理するとか、その指定管理の、指定管理にするか、直営にするかという、その決めというか、その辺というのがもしあれば、何で東分館だけなのかなというのと含めてなののですけれども、その辺ちょっとわかる範囲で結構ですので、教えてください。

○藤田委員長 どうしようかな。

はい、では、説明を求めてもよろしいですか。

はい、大貫図書館長。

○大貫図書館長 はい、橋本委員のご質問にお答えできる限りしたいと思います。

東分館のほうは、もう、10 年、11 年、11 年前から指定管理者制度をとっております。

それで、本館と栗野館については、今回指定管理の話、いろいろ出てきたのですけれども、「もうちょっと直営で、行政としてやることをやりましょう」という話になりました、直営のままにいくことになっております。

東分館については、そうですね。

東分館だけを指定管理者制度を導入することになったきっかけはちょっと私もよくわからないのですけれども、手を挙げていただいた何社、何事業所のうちから、現在のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社さんが、その後も引き続きずっと応募され

て、今に至っている。

3期目になりますけれども、今に至るということになっております。

以上でご説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、ありがとうございました。

この3,600万円を業者さんのほうから算出で出してもらって、それをもとに公募をもう1回募るといふことの説明だったと思いますけれども、それだけ、この3,600万円の指定管理の委託を結ぶに当たって、そういう流れかということだけ確認させてください。すみません。

○藤田委員長 いいですか。

はい、では、説明よろしくお願ひします。

○大貫図書館長 はい、公募した時点で金額を、相手から提示されます。

それで、それをもとに、何社か普通、応募がありますので、その何社か、何事業所さんかの計画書というか、それを審査した結果で、「この金額で大丈夫だよね、これでいきましようね」ということになっております。

流れというか、そんなふうなのですが、こういう説明で大丈夫でしょうか。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 指定管理というのは1つのメリットとして安くなるといいかなと思うので、何社か出ていた場合、安いところの金額が採用されるということで、それが3,600万円だったというふうに思っているのですね。

そこだけ、そこだけ最後確認させてください。

○藤田委員長 それでは、はい、大貫図書館長。

○大貫図書館長 はい、事業の中身も該当してきますので、金額だけでは全ては決められません。

(「それはそうです」と言う者あり)

○大貫図書館長 はい、安ければいいというものではないということで、はい。

○橋本委員 失礼しました。

大丈夫です、大丈夫です、終わります。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑はございますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願ひします。

96ページになります。

3款2項3目高齢者福祉費の2行目ですね、介護手当、これ昨年1,022万8,000円という予算が、今回875万2,000円と150万円ぐらいダウンというか、減っているのですけれども、これ在宅介護がそもそも減ったという理解でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、松島高齢福祉課長。

○松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課長の松島です。

よろしく申し上げます。

梶原委員の質疑にお答えします。

介護手当ですね、月 4,000 円。

こちら、まあ基礎額といいますか、令和 6 年度の支給見込み額で、大体平均、令和 6 年度 4 月から 10 月まで、1 人当たり 4.8 カ月分を手当としてもらっているということの考え方、また、新規として月 7.5 人ですね、そういった数をもとにして、この予算を策定しております。

以上で説明を終わりにします。

○藤田委員長 すみません、今質問は、その何で減ったのかということなので、お願いします。

○松島高齢福祉課長 すみません、ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

○藤田委員長 はい、では、梶原委員。

○梶原委員 一応介護手当 3,000 円から 4,000 円に上げてもらったところでは、現状だとしても減るといのはどうなのかなというところでお聞きしたので、ちょっとそこはお願いしたいと思います。

続けていいですか。

○藤田委員長 はい、どうぞ。

○梶原委員 108 ページですね。

3 款 2 項子ども支援費、3 目ですね。

それで、4 つ目の○のひとり親家庭福祉対策費の中の 19 節扶助費、ひとり親家庭の自立支援ということなのですけれども、これ令和 6 年度だと 1,025 万 3,000 円だったと。

それが、令和 7 年度は 589 万 7,000 円ということで、半額ぐらいになってしまっているということで、これも、このひとり親の人の支援ということでは、そういう方々が減ってきたという理解でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、飯塚子ども・家庭サポートセンター所長。

○飯塚子ども・家庭サポートセンター所長 はい、子ども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。

ただいまの質疑にお答えします。

こちらの給付金の中で、高等職業訓練促進給付金という給付の制度がございまして、こちらは資格をとるために学校などに通学したり、いる場合に生活費の一部を支給するという制度なのですけれども、予算の内訳としましては、一般的にはですね、新規の分と、それと数年間学校に通う方もいらっしゃいますので、その継続している方の分と、もうあわせて計上する、してきたというような経過がございまして、令和 7 年度の予算

につきましては、令和6年度までに学校に通っていた方が6名いらっしゃったのですが、その方が全員、今月末をもって全員卒業、修了するというので、それで、来年度その継続する方がいらっしゃらないという状況でございます。

そういったことで、その継続分の予算が全部カットされておりまして、それで、新規分として、2名ほどの予算を計上しているということで、もし、今年度に学校に通いたいという方がいらっしゃれば、その部分を給付したいというふうに考えての計上でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑はございますか。

とりあえずあれかな。

では、はい、では、梶原委員。

○梶原委員 はい、引き続きお願いします。

112ページの3款3項1目、施行事務費、中の4つ目の○、生活保護運営対策事務費の中の12節委託料のこの電算処理というのが、多分新規で700万円が出てきているのですが、700万円の電算処理というのはどういったものか、説明をお願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

ただいまの梶原委員の質疑にお答えいたします。

こちらのほうのシステム改修費に当たりますが、こちらは文字の標準化のデータ移行に関する経費及び環境構築に関する経費、テスト研修に要する経費等、合計で、こちらのほうのシステムの借上料ですね、賃借料、失礼しました。

あ、ごめんなさい。失礼しました。

申し訳ありません。

ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○藤田委員長 では、ちょっと調べている間、では、別な質疑がある方いらっしゃいますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 128ページですね。

4款1項6目子育て支援保健対策費の中の説明欄、1番目ですね。こども医療対策事業費の中の19節扶助費、医療扶助費が、これ、まあ高校3年生までとなっているのですが、これ、令和6年度も多分高校3年生までだったと思うのですが、これ4億円だったものが、今回4億2,000万円ということで、2,000万円プラスになっているのですが、これ実績見合いなのかどうか、ちょっと確認したいです。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

ただいまの梶原委員の質疑にお答えしたいと思います。

今回のこども医療費の積算についての質問かと思うのですが、昨年、今年ですね、令和6年度につきましては、10月から高校生年代まで制度拡大ということで、約半年分が、その医療費が多く支払われたという形の実績となっております。

したがって、令和7年度の積算につきましては、今までの3年間の、失礼しました。

制度拡大前分を、これまでの過去3年間の伸び率で積算しまして、制度拡大後分を、今年の、失礼いたしました。

制度拡大以降分の半年分を平均しまして、1カ月当たり。

あ、失礼いたしました。

こども医療費につきましては、の積算につきましては、上半期分は、令和6年度の4月から9月の実績分の平均をもととしておりまして、下半期分はその平均の、秋から冬にかけてということで、医療費が伸びるだろうと想定しまして、その平均の1.1倍を掛けまして、こちらの積算した金額となっております。

先ほど、すみません、制度を拡大したとちょっと説明したのですが、すみません、児童手当とちょっと勘違いしておりまして、高校生年代まで拡大したのは、こども医療費につきましては、令和5年の4月からということになっておりますので、すみません、あわせて訂正したいと思います。

説明は以上で終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、いいですか。

はい、では、佐藤委員。

○佐藤委員 ごめんなさい、休日部活動を聞きますけれども、206ページの中学校管理費でやっぱり休日部活動が、県の補助金、歳出入の説明があつて、それで、ここ歳出で説明であったのですが、詳細等、どんなふうに進めて、いくらかけていくのかという説明を求めます。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

今回令和7年度で、積算を出させていただいておりますが、いわゆる休日の部活動の際に、実は、今現在、学校の先生以外でかかわってくださっている方がいます。

それで、その方々に、実はその休日の部活動について、お願いをしながら、行く行くはそのクラブのほうへ引っ張っていきえるというか、引っ張っていくような、そういう流

れで、できればというふうにとちょっと考えておまして、それで、今回、その指導者の謝金分、これは15名分なのですけれども、ちょっと内訳のほうを申し上げます。

実は、市の方針で、休日の部活動につきましては、土曜日か日曜日、どちらか1日で3時間を限度として行います。

これが決められておまして、それで、はい。

それで、今回、ここに出させていただいておりますのは、その1日当たり3時間、1時間1,600円というふうなことで計算をさせていただきました。

それで、1日3時間で4,800円、これを月4日、4週ですね、の12カ月分で、1人当たりが年間23万400円になります。

それで、その15名分というふうなことで、345万6,000円、これを見込んで計上させていただいております、はい。

それで、そのほかに、ここにございますのが、推進協議会、これの委員の手当なのですけれども、こちらの推進協議会、来年度2回ぐらいはということで予定してございまして、これはお一人1回3,000円というふうなことで、やはりこちらも15名分、あわせまして、計算しまして9万円になるのですけれども、こちらを今回計上させていただいております。

ちょっとわかりづらいのですが、予算書の中ですと、206ページの中学校管理費があるかと思うのですが、こちらの7番の報償費の中に報償金497万6,000円というのがございまして、このうち、今申し上げました金額、失礼しました。

345万6,000円と9万円が入っている形になります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑はございますか。

はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、厚生課長の青木です。

先ほどの梶原委員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの電算、委託料の電算処理ですね、704万5,000円についての説明をさせていただきます。

先ほど少し説明させていただきましたとおり、今回こちらのほうは文字の標準化、データ移行及び環境構築に要する経費、テスト研修に要する経費ということで、こちらがまず638万4,400円になります。

それで、あわせて、今回生活保護システムの改修がありまして、6月からですね、令和7年6月から進学、就職準備給付金における番号制度の連携対応ということで、システム改修のほうを行う予定になっております。

こちらのほう、あわせまして、704万5,000円ということになります。

説明は以上になります。

- 藤田委員長 はい、よろしいですか。
はい、梶原委員。
- 梶原委員 ごめんなさい、630万円というのは、標準化ということでよろしいですか。
- 藤田委員長 はい、青木厚生課長。
- 青木厚生課長 はい、ただいまの質疑にお答えします。
はい、文字の標準化及びデータ移行になります。
説明は以上です。
- 藤田委員長 はい、梶原委員。
- 梶原委員 これ、あれですかね、何月までに標準化するというのはあって、それまでにこのデータ移行というのもやっていかなくてはいけないと思うのですが、630万円で、生活保護運営対策のほうの標準化を、これ、いつまでにというのを、あると思うので、ちょっとそこをお聞きします。
- 藤田委員長 説明を求めます。
はい、青木厚生課長。
- 青木厚生課長 失礼しました。
はい、ただいまの質問なのですが、ちょっとこちらのほう、手元の資料で確認できません。
申し訳ありません。
確認して再度お答えさせていただきます。
以上です。
- 藤田委員長 はい、ほかに質疑はございますか。
あ、では、ごめんなさい。
では、松島高齢福祉課長。
- 松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課長の松島です。
先ほどの梶原議員の介護手当ですね、こちらのご説明をしたいと思います。
予算につきましては、令和7年度の予算875万2,000円ということなのですが、こちらは実績ベースで予算は調整をしております。
令和6年度ですね、第1期から第2期の支給見込み額で調整をしております。
以上で説明を終わりにします。
- 藤田委員長 はい、では、亀山保健福祉部長。
- 亀山保健福祉部長 すみません、ちょっと私の手元に細かい数字がないので、今の松島課長の説明、補足させていただきますが、委員御存じのように、令和6年度から、今回の介護手当制度を見直しまして、今までの制度と支給の方法を変えました。
そのために、令和6年度の予算については、見込みの人数で予算立てをしております。
それで、当初予算が1,200万円ぐらいだったと思うのですが、それで、来年度につきましては、実績が上がってまいりましたので、その実績ベースで予算を算定しております。

すので、当初の見込みよりも利用者数が少なかったという実績をもとに、令和7年度の予算を立てております。

その高齢者の人口云々ということよりは、最初の見立てが、令和6年度が見込みの予測で立てていたということで、来年度については、それを実績ベースに変えたという大きな違いがありまして、減額となっております。

以上で説明とさせていただきます。

○藤田委員長 はい、わかりました。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

すみません、たびたび、62ページの市民情報センターの維持管理費で、これも説明が当初ありまして、宮ビルサービス株式会社が指定管理者としてやられているということで、説明いただきました。

そこが5,700万円ということで、この下のところがさっぱりしているということは、この中に電気代とか、維持費と修繕みたいのも入っているのかなと、あまり、ほかに細かな項目がないですから。

それで、これが実績によって減った場合とか、増えた場合というのが、この指定管理委託料というのは変わるのかどうかというところ、要は算定の基準というのが1つと。

あと、その下の施設・器具借上料という、これ、何を指しているかを教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、中村生涯学習課長。

○中村生涯学習課長 生涯学習課長の中村です。

よろしく申し上げます。

まず、指定管理料の中に、燃料費とか、様々なものが含まれているかということに関しては、そのとおりでございます。

基本的には、施設の管理運営に関しては、この指定管理料の中でやっていただいております。

それと施設・器具借上料に関しましては、指定管理料には含まれない部分なのですが、今年度、市民情報センターの空調機器の更新を、工事を行いました。

それで、今まで、当初、25年ぐらい前に、建築当時のものを使っていたわけなのですが、それを今度、工事が終わりました、リース式のものに変えてございます。

それで、そのリースが10年間ということにかかっております。

その金額が入っているのと、あとは防火設備の監視システム、こちらのほうも、この借上料の中には含まれるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

お願いします。

○橋本委員 ありがとうございます。

管理委託料というのはこの金額が変わらない、その実績に応じて変わらないという感覚でよろしいのか、もしくは、燃料費も変わったり、大きな修繕があったりすると思うのですけれども、変わらないというと、業者さんはやらない、なるべく抑えようと思うのが常だと思うのですね。

その辺だけ教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、中村生涯学習課長。

○中村生涯学習課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

基本的には軽微な修繕につきましては、この指定管理料の中で、もちろん市側と調整を図りながらやっていただくようになっております。

それで、設備の大きな修繕に関しましては、市のほうの基本的には考えに基づいて、修繕していくものになっております。

それで、指定管理料につきましては、当初の契約の中で決まっておりますので、その範囲内でやっていただくということになっております。

なので、毎年変動するとかということではございません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

では、はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、厚生課長の青木です。

先ほどの梶原委員の生活保護運営対策事務費のうちの12番、委託料、電算処理につきまして、そちらのほうの期限についてのご質問ですが、来年度、6月15日までの期限となっております。

6月15日以降、新番号制度に基づくレイアウト改変をしたシステムに、その後、進学準備給付金データとの連携を図り、運用を図っていく予定です。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 確認です。

令和8年6月。

○藤田委員長 15日。

○梶原委員 15日でよろしいですね。

○藤田委員長 はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 はい、失礼いたしました。

はい、期限のほうは、令和7年6月でございます。

はい、説明が足りなくて、大変失礼いたしました。

○藤田委員長 あ、令和7年。

- 梶原委員 来年度ですよね。
はい、わかりました。
- 藤田委員長 わかりました、はい。
はい、ほかに質疑はございますか。
はい、梶原委員。
- 梶原委員 はい、梶原です。
お願いします。
ページ数では 202 ページになります。
これ校舎等維持補修費、小学校のほうになりますけれども、その中の 12 節の委託料の中で、この 202 ページのところにある一番下の下刈・枝打ち・除間伐というのが新しく 660 万円で組まれていますけれども、どういったことをするのか、お聞きします。
- 藤田委員長 はい、説明を求めます。
はい、佐藤教育総務課長。
- 佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。
梶原委員の質疑にお答えいたします。
660 万円の下刈・枝打ち・除間伐でございますけれども、こちらは、南摩小学校・粕尾小学校・永野小学校の、こちらがクビアカツヤカミキリの被害による桜の木の伐採を予定しております。
伐根ではございませんので、根元から切って、処分するというところまでになってございます。
以上で説明を終わります。
- 藤田委員長 はい、梶原委員。
- 梶原委員 クビアカツヤカミキリ被害に遭った桜の伐採ということなのですが、何本というのがあれば、お聞きします。
- 藤田委員長 はい、説明を求めます。
出ますか。
はい、佐藤教育総務課長。
- 佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。
はい、すみません。
詳細な伐採の本数につきましては、ちょっと今手元に資料ございませんので、再度ちょっとお時間いただいて、説明のほうさせていただきたいと思います。
すみません。
- 藤田委員長 はい、では、梶原委員。
- 梶原委員 引き続きになりますけれども、204 ページですね、10 款 2 項 1 目学校管理費の中の情報化教育推進事業費、先ほど来聞いていますが、その中の委託料の電算処理になりますけれども、今回 5,685 万 2,000 円となっておりますが、昨年、令和 6 年だと、こ

れ 285 万 2,000 円だったというところでは、5,400 万円増加というか、プラスになっているので、ちょっとその話をお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

よろしく願いいたします。

ただいまの梶原委員のご質疑にお答えします。

こちらにつきましては、来年度更新を予定しておりますタブレットの関係で、このタブレット、新しく入りましたときに、初期設定のほうをするような形になります。

それで、その初期設定の費用がちょうど 5,400 万円というふうなことで見込んでおりまして、これを今回計上させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

引き続き質疑のある方。

はい、梶原委員。

○梶原委員 この 210 ページ、10 款 3 項 1 目学校、あ、すみません。

2 の教育振興費になります。

○の 2 つ目の教材教具購入費、先ほど谷中委員も質問していましたが、この消耗品費なのですが、今回 5,632 万 8,000 円ですが、令和 6 年度は 1,947 万 6,000 円と 2 倍、3 倍という、3 倍まで、弱ですけれども、になっている。

あと、その 17 節の備品購入費の庁用器具費についても、今回 1,348 万 8,000 円ですが、令和 6 年度は 536 万 7,000 円と、これも倍増していると、こちらの内容についてお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 学校教育課長の羽山です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、今回、こちらの中学校関係の教材教具購入費には、先ほどちょっと説明あったかと思うのですが、来年度、中学校のほうで、教科書が新しく変わります。

これが 4 年に一度なのですけれども、それで変わる際に、ちょっとございまして、それで、教科書につきましては、まず、消耗品といたしまして、教師用の教科書ですとか、あとは教師用の指導書、また、そのほかの指導の資料などがございまして、その額が約 3,600 万円を見込んでおります。

そのほか、やはり同じように、あわせて備品関係、これはちょっとそろえるというふうなこともございまして、この備品関係が 900 万円を見込んでございます。

それで、昨年と比べますと、かなりちょっと増えてございますけれども、こちらのほ

うが今回新たな増額になった理由ということになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、では、説明は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 最後になります。

226 ページになります。

10 款 5 項、学校給食費、3 目ですね、の○の 2 つ目の学校給食事業費の中の 10 節需用費、この消耗品費なのですけれども、今回 5,458 万 3,000 円で組まれています、令和 6 年度は 888 万 3,000 円ということで、こちら 5,000 万円近く上がっているということで、中身についてお伺いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、平田学校給食共同調理場長。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の平田です。

ただいまの梶原議員の質疑にお答えいたします。

今回この消耗品の増額についてですが、来年度、夏休みに、鹿沼の共同調理場の洗浄機の入替えを予定しております。

それで、それに伴いまして、食器や食器かごの入替えが予定されていますので、その分の購入の費用となっております。

説明は以上です。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 218 ページの川上澄生美術館管理運営事業費なのですけれども、特に詳しい説明はなかったのですが、大体通常どおりの新年度は運営で、何か特殊なことをやる、やらないという認識でよかったですでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、橋本川上澄生美術館事務長。

○橋本川上澄生美術館事務長 川上澄生美術館事務長の橋本です。よろしく申し上げます。

運営に関してですが、今年度は、合併 20 周年を記念して、印刷局よりイベントのほうは検討しておりますが、予算上は、前年度とそんなに変わらない状況となっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 わかりました。

○藤田委員長 いいですか、はい。

はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、226 ページ、先ほどの学校給食費事業費の件、消耗品費の件なの

ですけれども、すみません。

洗浄機の入れ替え関係だというところでお聞きしているのですけれども、何かこの購入したものがあって、今後使うというものであれば、これ備品とかになっていくのではないかと思うのですけれども、ちょっともう1回説明をお願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

平田学校給食共同調理場長。

○平田学校給食共同調理場長 はい、学校給食共同調理場の平田です。

梶原委員の質疑にお答えいたします。

備品ではないかというご質問なのですが、実際こちら購入するのが、給食に使っておりますトレイ、あと食器の汁椀でしたり、あとはトレイ等を入れるかごですね、食器のかご、食器用かご、あとスプーンとか、お箸のかごなどになっております。

それで、こちら洗浄機の形態が変わりますので、かご、食器等も変更させていただくようになっております。

それで、こちら備品というよりは消耗品の扱いになっておりますので、今回は消耗品費として計上させていただいております。

以上で終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

はい、では、ほかに質疑はございますか。

はい、では、あとは、まだ、あ、では、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

梶原委員のほうからご質問いただきました除間伐の件なのですけれども、明細のほうがわかりましたので、お答えさせていただきます。

南摩小学校、こちらが桜の木が5本、はい。

粕尾小学校、こちらが2本。

そして、永野小学校、こちらが4本、合計11本になります。

それで、こちらの伐採及び処分というところになりますので、1本当たり60万円という、はい、になります。

結構な金額になりますけれども、一応そのような形で見積もりのほう、出させていただいて、予算計上してございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

あと答弁いただけてないもの、ありましたか。

図書館の、いいですか。

では、ちょっとまだかな。

では、あれ、図書館のいただけてない。

まだですね。

はい、わかりました。

では、一旦ここで、質疑もないようですので、では、ちょっと、この原案どおり可とするかどうかはちょっとまだいただいてないがあるので、一旦ここで、では休憩でよろしいですか、暫時休憩ということで。

では、2時45分再開といたします。

よろしくをお願いします。

(午後 2時32分)

○藤田委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時45分)

○藤田委員長 議案第2号中教育福祉常任委員会の関係予算についてでございますが、はい、大貫図書館長、お願いします。

○大貫図書館長 図書館長の大貫です。

随分前にいただきました梶原議員のご質問にお答えしたいと思います。

電算システム借上料の関係なのですが、一括で、もちろん細かい数字は出していただいていますけれども、一括で契約した結果で、この数字になっております。

それで、施設・器具借上料のほうに入っていた器具の借上料分がほぼ電算システム借上料のほうに上乘せになっている。

機器構成とかが変わっていますので、全く同じというわけにはいきませんが、その辺で減額があったという理解で私どもはおります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、船生委員。

○船生委員 はい、すみません。

210ページ、教育振興費の右側のページが、一番最後の段の○、学生海外交流事業費とあるのですけれども、これはどんなことをされておりますですか。

どんなことをされる予定でしょうか。

○藤田委員長 はい、では、説明を求めます。羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの船生委員の質疑にお答えします。

こちらでございます、学生海外交流事業と申しますのは、実は以前から続いております、アメリカのグランドフォークス市との学生の海外交流というのを行ってございまして、実は今年度はアメリカのほうから、グランドフォークス市のほうから10名の学生と、あと3名の引率者、計13名が来て、ちょうど鹿沼の秋まつりの時期だったのですが、はい、実施をしたところでございます。

それで、令和7年度につきましては、今度はこちら側から、いわゆるグランドフォークス市のほうへ向かうというか、出るようなことになっており、計画をしております、そうしたら、これ以前から続いていたのですが、実はコロナの影響で、令和2年から何

年間か、ちょっと中止ということになっていました。

それで、今年久しぶりにアメリカのほうから来ていただいたというようなことで、来年度はこちらから行くような形になります。

それで、その事業費を入れさせていただいているものなのですが、こちらからも生徒10人、それと引率者3人、合計13人、こちらの旅費、多くは旅費というふうな、旅費というか、こちらの委託料というふうなことになっているのですけれども、いわゆる実施委員会のほうに委託をいたしまして、その委員会の中で詳細のほうは決めていく形にはなりますけれども、一応そのようなことで、委託料といたしまして、440万円を今回計上させていただいているものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、船生委員。

○船生委員 ありがとうございます。

何州のどの辺にあるのですか、アメリカの何州。

○藤田委員長 グランドフォークス。

○船生委員 ごめんなさい、質問の内容ではないからやめます。

○藤田委員長 はい、では、よろしいですか。

大丈夫です、はい。

では、ほかに質疑はございませんか。

はい、それでは別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中教育福祉常任委員会関係予算については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第3号 令和7年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 はい、保険年金課長の金子です。

よろしく申し上げます。

議案第3号 令和7年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について、説明いたします。

まず、歳入について、ご説明します。

予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1 段目 1 款 国民健康保険税 1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税 17 億 4,150 万 2,000 円につきましては、被保険者数の推移と所得状況等を考慮し、前年度比 3.8%減

といたしました。

次に、5ページをお開きください。

3段目 5款 県支出金 1項1目 特定健康診査等県負担金 2,368万4,000円につきましては、特定健康診査等の県の負担金で、負担割合は基準額の3分の2となります。

その下、4段目、同じ5款ですが、2項1目 保険給付費等交付金 67億7,573万1,000円につきましては、歳出の2款 保険給付費の財源として交付される、1節 保険給付費等普通交付金と、保険者努力支援制度交付金などの2節 保険給付費等特別交付金であります。

次に、一番下の段、7款 繰入金 1項1目 一般会計繰入金 6億6,871万2,000円につきましては、保険基盤安定制度の低所得者軽減の対象額及び事務費などを国が示す基準に基づき、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7ページをお開きください。

2段目、2項1目 財政調整基金繰入金 2億9,320万2,000円につきましては、歳出の3款 国民健康保険事業費納付金の財源として、国保税等で不足する分を基金から取り崩すものであります。

次に、歳出について説明いたします。

11ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費から13ページに続きますが、3項 運営協議会費までにつきましては、国保事業に要する人件費や電算処理委託料等の事務費並びに国保運営協議会の事務費などを計上したものであります。

13ページをご覧ください。

3段目、2款 保険給付費 1項 療養諸費の一番下の計の欄、57億7,186万9,000円につきましては、被保険者数に占める高齢者割合の増加等による1人当たり療養給付費の伸びと後期高齢者への被保険者の移行分などによる被保険者数の減少の両方を比較し、減額で計上しております。

その下の段、2款 保険給付費 2項 高額療養費、15ページに続きますが、計の欄 8億4,156万9,000円につきましては、療養諸費の伸びと同様に減額で計上いたしました。

次に、最後の段、3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、17ページに続きますが、財政運営の責任主体である県に納付するもので、1項 医療給付費分から、2項 後期高齢者支援金等分、3項 介護納付金分まで、県の算出に基づき、3款全体で、25億9,509万8,000円を計上するものです。

続きまして、17ページをご覧ください。

4段目、4款 保健事業費 1項1目 特定健康診査等事業費、説明欄1つ目の○、特定保健指導事業費 229万9,000円につきましては、特定健康診査の結果、生活習慣病の予防や重症化を予防するための特定保健指導事業にかかる事業費や事務費等を計上し

たものであります。

次に、同じ説明欄2つ目の○、国保健診事業費 9,178 万 2,000 円につきましては、特定健康診査、人間ドックにかかる健診費用、事務費等を計上したものであります。

次に、同じ説明欄3つ目の○、国保ヘルスアップ事業費 2,407 万 8,000 円につきましては、次ページに続きますが、健診等の受診率向上や糖尿病性腎症重症化予防などのデータ分析や保健事業を行うための費用を計上するものであります。

以上で、令和7年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

3 ページですね、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税なのですけども、これ令和5年、令和6年、令和7年というふうに、大体平均というか、この7,000万円ずつマイナスになっているのですけれども、こちらの原因についてお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

この保険税の減少の理由なのですが、まず第1に国民健康保険の被保険者の減少があります。

その減少の理由というのは、一番人口のボリュームゾーンでありました後期高齢者に移行する75歳の方が、大量に卒業してしまったというところ。

それと、あと、これは社会保険の適用拡大ということがありまして、平成28年度から段階的に適用の拡大が進んでおります。

直近では、去年の10月からは、従業員が51人以上の企業は正社員だけでなく、一定の要件を満たすパートとか、アルバイトの方の、短時間労働の方も、社会保険へ加入できるということになりました。

そういったことで、かなり国保の稼ぐ人たち、保険税の応能分を負担して下さっていた方たちが、被用者保険のほうに移ってしまう。

そういったところで、人が減りまして、そうしまして、保険税も減少しているということが原因であると考えております。

以上です。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

ほかにご質疑はありますか、船生委員。

○船生委員 はい、すみません。

16 ページの葬祭諸費で、右のページ負担金、葬祭費、○がついていますね。これ、どんな内容なのですか。

ちょっとだけ説明していただければありがたいです。

○藤田委員長 説明、お願いいたします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

葬祭費についてご説明いたします。

こちらは被保険者が亡くなった場合に、ご遺族の方に給付をするものでございます。

1件当たり、お一人当たり5万円の給付になっております。

こちらにつきましては、このところ、令和4年が152件、令和5年が153件というところで、令和6年度、今年度も同じような推移をしておりますので、来年度については155件ということで算定をしております。

説明は以上になります。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

○藤田委員長 ほかにご質疑はありますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

7ページになりますね。

9款1項1目、延滞金になりますけれども、こちらがですね、令和5年度は2,100万円で、ここに載っている令和6年、前年度は2,500万円で、今度、本年度ということで、令和7年度は、3,000万円ということで、これ400万円だったのが、今度500万円、上がってきてしまっているのですけれども、この辺のちょっと状況をお聞かせください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

延滞金が今年度500万円ほど計上しているということなのですが、こちらは納税課のほうで徴収強化の取り組みをこのところやっております、催告状とか、財産調査、差し押さえなどを進めております。

また、県税事務所と連携して、共同催告とか、共同の搜索などをしまして、かなり滞納整理を進めております。

それで、昨年度、令和5年度の決算なのですが、3,391万円ほど、決算で計上いたしました。

それで、通常ですと、この延滞金というものは、本税の額とか、滞納期間によってかなり幅がありますので、5年ぐらいの平均をとって、このところ計上していたところなのですが、ここ、去年、今年と、今年の決算見込みもかなり上がってくるようなので、それを見まして、今年はこの金額で、令和7年度については計上するというところで、納税課のほうから説明を受けております。

以上です。

- 藤田委員長 梶原委員。
- 梶原委員 はい、いろんな事情があつてのことだと思いますので、無理のないというか、範囲で徴収率を高めていただければと思います。
- 続けてよろしいでしょうか。
- 藤田委員長 はい、梶原委員。
- 梶原委員 すみません、15 ページですね。
- 2 款 4 項 1 目出産育児一時金が前年より 500 万円減額になっているところの詳細をお聞きします。
- 藤田委員長 はい、説明、お願いいたします。
- 金子保険年金課長。
- 金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。
- 出産育児一時金の今年度の算定なのですが、今年度は 40 件を、令和 7 年度の予算については、40 件の支払いを、給付を見込んでおります。
- といいますのは、ここ数年の見通しで立てたものなのですが、令和 4 年が 31 件、令和 5 年が 49 件、それで、令和 6 年が 9 月の時点で 16 件の給付でした。
- このままですと、おそらく令和 5 年を超えることはまずないだろうということで、令和 7 年度につきましては、40 件ということで計上いたしております。
- 出産件数については、やはりこのところ減少傾向であると思っております。
- 藤田委員長 はい、説明は終わりました。
- はい、ほかにご質疑はございませんか。
- はい、では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
- 議案第 3 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 藤田委員長 ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第 3 号については原案どおり可とすることに決しました。
- 次に、議案第 5 号 令和 7 年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。
- 執行部の説明をお願いいたします。
- はい、根本介護保険課長。
- 根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。
- よろしくをお願いいたします。
- 議案第 5 号 令和 7 年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。
- 予算に関する説明書、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。
- まず、歳入の主なものについて、ご説明いたします。
- 1 段目、1 款 保険料 1 項 1 目 第 1 号被保険者保険料 20 億 4,758 万 7,000 円につきましては、65 歳以上の第 1 号被保険者に対し、保険料の 23%相当分を保険料として賦

課するものです。

3 段目、3 款 国庫支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金 1 節現年度分、14 億 8,448 万 2,000 円につきましては、保険給付費のうち、国の負担分として、施設サービス分が 15%、その他サービス分が 20%を見込み計上したものであります。

4 段目、2 項 1 目 調整交付金 2 億 4,683 万 3,000 円につきましては、保険給付費の 5%を基準に、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上の後期高齢者の割合や所得の分布状況に応じて交付されるものであります。

同じく 2 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合事業）1 節現年度分、6,131 万 7,000 円及び 3 目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）1 節現年度分、331 万 4,000 円につきましては、地域支援事業のうち、それぞれの国の交付分として、22.5% 及び 38.5%を見込み、計上したものであります。

同じく 5 目 保険者機能強化推進交付金 772 万 4,000 円及び 6 目 介護保険保険者努力支援交付金 1,546 万 1,000 円につきましては、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために交付されるものであります。

次に、5 ページをお開きください。

2 段目、4 款 支払基金交付金 1 項 1 目 介護給付費交付金 1 節現年度分、21 億 7,084 万 7,000 円及び 2 目 地域支援事業支援交付金 1 節現年度分、7,368 万 5,000 円につきましては、第 2 号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を 27%相当を見込み、計上したものであります。

次に、3 段目、5 款 県支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金 1 節現年度分、11 億 2,857 万 4,000 円につきましては、介護給付費のうち、県負担分として、施設サービス分 17.5%、その他サービス分 12.5%を見込み、計上したものであります。

5 段目、5 款 県支出金 3 項 1 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1 節現年度分 3,406 万 5,000 円及び 2 目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）1 節現年度分、165 万 7,000 円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれの県の交付分として、12.5%及び 19.25%を見込み、計上したものであります。

次に、7 ページをお開きください。

2 段目、7 款 繰入金 1 項 1 目 介護給付費繰入金 10 億 502 万 2,000 円につきましては、保険給付費の 12.5%相当額を、市負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

同じく 2 目 介護保険料軽減繰入金 7,659 万 6,000 円につきましては、低所得者の第 1 号被保険者の保険料の軽減分であり、一般会計で受け入れた国及び県からの負担分と市負担分をあわせ、一般会計から繰り入れするものであります。

同じく 3 目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）3,406 万 5,000 円及び 4 目 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）166 万 7,000 円につきましては

は、地域支援事業費のうち、それぞれの市負担分として、12.5%及び19.25%を一般会計から繰り入れするものであります。

同じく5目 その他一般会計繰入金1億7,581万3,000円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費以外の介護保険事務に係る経費について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、11ページをお開きください。

1段目、1款 総務費 1項1目 一般管理費8,754万8,000円につきましては、説明書の欄の職員給与費をはじめ、被保険者の資格管理や給付管理など、介護保険事務に係る事務費を計上したものであります。

次に、13ページをお開きください。

1段目、3項1目 介護認定審査会費及び2目 介護調査委員等費をあわせ、8,522万3,000円につきましては、介護認定審査会及び調査に係る事務費を計上したものであります。

次の段、2款 保険給付費 1項1目 介護サービス等諸費75億6,978万7,000円につきましては、説明書の欄1つ目の○、居宅介護サービス給付費から、次の16ページをお開きください。

上から2つ目の○、地域密着型介護サービス給付費までの、要介護者認定に対する介護サービスの給付費用であります。

同じく15ページ、2段目、2項1目 介護予防サービス等諸費2億6,890万7,000円につきましては、説明書の欄1つ目の○、居宅介護予防サービス給付費から、一番下の○、地域密着型介護予防サービス給付費までの要支援者認定に対する介護予防サービスの給付費用であります。

15ページ、一番下の段、4項1目 高額介護サービス費1億9,287万2,000円につきましては、説明書の欄1つ目の○、高額介護サービス費及び18ページ、お開きください。

1つ目の○、高額医療合算介護サービス費の各々の利用者負担額が上限額を超えた場合、超えた分について支給されるサービス費であります。

17ページの一番下の段、5款 地域支援事業費 1項1目 介護予防・日常生活支援総合事業費2億6,673万8,000円につきましては、要支援者等の対象とした、介護予防・生活支援サービス事業費に係る経費、及び要支援者・要介護認定を受けるリスクのある一般高齢者を対象とした、介護予防に係る経費であります。

次に、19ページをお開きください。

2段目、2項1目 包括的支援事業・任意事業費の欄の説明の欄1つ目の○、包括的支援事業費670万1,000円につきましては、包括的支援事業の人件費及び事業費の経費であります。

次に、21ページをお開きください。

2段目、7款 1項1目 他会計繰出金3,640万6,000円につきましては、重層的支

援体制整備事業費へ保険料相当分を一般会計へ繰り出すものです。

以上で、議案第5号 令和7年度鹿沼市介護保険特別会計予算について、説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

まず3ページの歳入からですね、3款2項3目地域支援事業交付金、これ県支出金とか、繰入金とかにもかかわってくる包括的支援の任意というところなのですが、これ、前年と比べて5,845万2,000円減額となっているところの理由をお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、では、松島高齢福祉課長。

○松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課長の松島です。

よろしくお願ひします。

梶原委員の質疑にお答えします。

大きな要因としましては、一般会計の予算時にご説明しましたけれども、地域包括支援センターの運営費ですね、委託が主に1億2,000万円ほどあったのですが、そちらを一般会計に移行しております。

その分、こちらには、計上しないということが大きな理由であります。

以上で説明を終わりにします。

○藤田委員長 はい、根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 すみません、介護保険課、根本です。

梶原委員の質疑について、追加でご説明いたします。

令和7年度より包括的の相談の部分が重層支援体制のほうに移行しますので、そちらで予算は計上しております。

なので、介護保険特別会計のほうからは、その部分の予算は減らされております。

以上です。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

ほかに質疑はありますか。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

20ページの包括的支援事業、1つ目の○ですが、これ前、介護家族のリフレッシュ事業ということで、内容的に、この委託料300万円の内容とか、今考えていることがありましたら、教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、松島高齢福祉課長。

- 松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課長の松島です。
申し訳ありません、橋本委員、もう一度、包括的支援。
- 橋本委員 すみません、20 ページの1つ目の○、包括的支援事業費の12、説明の12です。
委託の300万円の内容ですね。
- 松島高齢福祉課長 はい、失礼いたしました。
橋本委員のご質疑にご説明いたします。
こちら、306万4,000円の内容ですけれども、認知症初期集中支援事業の業務委託になります。
こちらは鹿沼病院に委託をしております、基本額としまして、100万円を、内訳としまして100万円を支払うと。
それで、そのほかに、実績額としまして、25万8,000円を新規で8ケース見ております。
それで、この25万8,000円といいますのは、精神科のドクターに訪問してもらうと1回4万円をお支払いします。ドクター以外ですと1万円。
また、チーム員会議を開催した場合には、医師につきましては2万6,000円で、医師以外につきましては5,000円をお支払いするということになっております。
以上で説明を終わりにします。
- 藤田委員長 はい、よろしいですか。
はい、梶原委員。
- 梶原委員 すみません、関連して、同じところになるのですけれども、先ほどのちょっと質問の答えを聞いたので、確認のため、お聞きしますけれども、今の委託料の中に、この令和6年度は地域包括支援センターということで、1億1,958万9,000円というのが入っていたのですけれども、今回なくなっていたということで、先ほどの説明のとおり、この重層的支援で一般会計のほうにいったという認識でよろしいでしょうか。
- 藤田委員長 はい、説明を求めます。
松島高齢福祉課長。
- 松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課の松島です。
梶原議員のご質疑にお答えします。
そのとおりでございます。
地域包括支援センターが一般会計のほうに移行したということになります。
以上で説明を終わりにします。
- 藤田委員長 はい、梶原委員。
- 梶原委員 はい、すみません。
では、別件で、21ページになります。
7款2項1目他会計繰出金ということなのですけれども、3,640万6,000円というのが、

一般会計から繰り入れするというのはわかるのですけれども、またここから繰り出していくというのが、ちょっと理解ができなかったので、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。

梶原委員の質疑についてお答えします。

通常、一般会計で、国県を受けて、それを特別会計のほうに受け入れるというところが、通常の今までの流れでした。

それで、今回は、重層的支援体制整備事業ができて、介護保険料、第1号被保険者数とか、そちらのほうの特会に入るものですから、その分で重層にかかる部分は、反対に特会から一般会計に繰り出すという流れが、令和7年度からでき上がりましたので、ご理解いただければと思います。

お願いいたします。

失礼します。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑はありますか。

はい、それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第5号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第6号 令和7年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしく申し上げます。

議案第6号 令和7年度 鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1段目、1款1項 後期高齢者医療保険料の計の欄、10億9,894万円につきましては、国民健康保険や、医療保険から、後期高齢者への移行によりまして、被保険者数が増加すること、及び令和6年度に改正された保険料率の徴収増を見込みまして、前年度比12.8%の増といたしました。

次に、3段目、3款 繰入金 1項 一般会計繰入金につきましては、電算処理委託

料等の事務費である、1目 事務費繰入金 4,072万 2,000円と、低所得者の保険料軽減額相当分である2目 保険基盤安定繰入金 2億 9,367万円及び健診事業に対する栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託額相当分である3目 受託事業繰入金 5,685万円を、法令の規定に基づき、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

5款 諸収入 3項1目 雑入 732万 5,000円につきましては、高齢者の健康づくりを推進する事業に対する、広域連合からの助成金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款 総務費 1項1目 一般会計の説明欄2つ目の○、健診事業費 6,921万 8,000円につきましては、広域連合から委託を受けて行う健康診査や人間ドック等の経費であります。

9ページをお開きください。

2段目、2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 13億 9,261万円につきましては、市が徴収する歳入予算の1款 保険料及び3款の繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の合計額を、広域連合に納付するものであります。

以上で、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

7ページ、8ページになります。

歳出ですね。

1款1項1目一般管理費になります。

それで、これ国保も介護もそうなのですけれども、一般管理費、前年度より全部マイナスができていくということで、喜ばしいなというところではあるのですけれども、その中で、今回、この説明欄1なのですけれども、後期高齢者医療関係職員給与費というのが、2人で変わらないのですけれども、令和6年だと、1,633万 1,000円だったのが、令和7年度 1,278万 5,000円と、400万円弱ですけれども、減額になっているというところと、あと下の○の後期高齢者医療事務費に関しても、これ令和6年だと 1,962万 7,000円だったのが、1,413万円ということで、どういう、そのからくりというか、やり方で人件費を削っているのかをお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 はい、保険年金課長の金子です。

ただいまの梶原議員のご質問についてお答えいたします。

まず後期高齢者の職員給与費2名で、これほど金額が違うのはどういったことかということなのですけれども、昨年は、主任主事級の職員が2人いたのですが、今回はそのうちの1人が新規採用職員になりまして、それまでの職員ですと、いろいろ家族もいますので、手当とか、そういった経費もかかっていたのですが、今回張りつけになっている職員につきましては、新規採用でそういったものも全くないものですから、このような差が出ております、はい。

それと後期高齢者医療事務費の3番目の○のところでの金額なのですが、こちらは、今回1,413万円ということで計上しております。

これにつきましては、昨年と比べると229万4,000円増額になっているかなと思うのですが、はい。

それで、この一般管理費で648万1,000円落ちているというところは、まず一番の理由は、昨年度、マイナ保険証の導入で、マイナンバーが誤ったひもづけをされたということで、その最終確認ということで、下4桁を記載した通知を保険証の更新のタイミングでお送りいたしました。

そのときは普通郵便でなくて、特定記録郵便で発送しろということになりまして、その金額が779万1,000円でした。

なので、この金額が今年度はありませんので、それが一番大きい減額の理由かなと思うのですが、はい。

説明になっているかどうかわからないのですけれども。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、ありがとうございます。

3番目の○の後期高齢者医療事務費については、そうですね、11節の役務費が、先ほど言われたその通信運搬費、779万1,000円というのがあったのがなくなっていたので、この辺なのだろうなというので、説明を受けましたので、わかりましたので、ありがとうございました。

以上です。

○藤田委員長 はい、ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第6号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

よろしくお願ひいたします。

議案第 11 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

3 ページをお開きください。

一番下の段、15 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金、右側の説明欄、1 節 社会福祉費国庫負担金 382 万 2,000 円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国の負担額が確定したことによるものであります。

次に、2 目 衛生費国庫負担金の説明欄、予防接種費国庫負担金 4,796 万 3,000 円につきましては、健康被害給付金に要する費用に対する負担金を増額補正するものであり、国の負担割合は 10 分の 10 であります。

5 ページをお開きください。

3 段目、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金、右側の説明欄、1 節 社会福祉費県負担金 3,028 万 3,000 円につきましては、保険基盤安定事業費における県の負担額が確定したことによるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

19 ページをお開きください。

2 段目、3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費、右側の説明欄 2 つ目の○、国民健康保険特別会計繰出金 2,268 万円の減につきましては、保険基盤安定化分の繰入額の決定に伴い、国保特別会計への繰り出し額を減額するものであります。

次に、3 つ目の○、介護保険特別会計繰出金 343 万 3,000 円につきましては、居宅介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費等の増に伴い、増額補正するものであります。

次に、4 つ目の○、後期高齢者医療特別会計繰出金 2,279 万 3,000 円の減につきましては、保険基盤安定化分の繰入額の決定に伴い、後期高齢者医療特別会計への繰り出し額を減額するものであります。

次に、2 目 障害福祉費の説明欄の○、障害者自立支援事業費 1,508 万 4,000 円の増につきましては、令和 6 年度の更生医療等の扶助費の実績見込み額が増加することから、増額補正するものであります。

次に、3 目 高齢者福祉費の説明欄 1 つ目の○、高齢者福祉施設入所費 100 万 5,000 円につきましては、措置先施設の措置費用弁償額改定に伴い、増額補正するものです。

次に、2 つ目の○、介護保険特別対策事務費 73 万 1,000 円につきましては、介護扶助費の増に伴い、増額補正するものです。

次に、21 ページをお開きください。

3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄3つ目の○、出産・子育て応援事業費 1,510万6,000円の増につきましては、令和4年度、令和5年度出産・子育て応援事業の実績により、交付金の償還金を計上するものであります。

次に、2段目、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の右側の説明欄1つ目の○、子育て保健サービス事業費 69万7,000円の増につきましては、令和5年度母子保健衛生費国庫補助金事業の実績により、国庫補助金の償還金を計上するものであります。

以上で、議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしく願いいたします。

議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。一番下の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 2節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 2億5,134万4,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた民間保育園や、幼稚園の人件費の引き上げに対する負担金で、補助率は2分の1であります。

次に、5ページをお開きください。

3番目の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 2節 児童福祉費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 342万2,000円の減につきましては、国庫負担金の負担割合が増加したため、県の負担金額が減少したものであります。

次に、7ページをお開きください。

一番上の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 1節 社会福祉費県補助金の説明欄、結婚対策費県補助金 150万円の増につきましては、婚姻を伴う新生活を経済的に支援し、婚姻と定住を促進するための、結婚新生活支援事業に対する補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、その下の2節 児童福祉費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 197万8,000円の増につきましては、物価高騰の影響を受ける民間保育施設等の事業者に対する補助金で、補助率は10分の10であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 1項6目 女性青少年費の説明欄、結婚対策費 300万円の増につきましては、先ほど歳入のところで説明しましたとおり、婚姻に伴う新生活を

経済的に支援し、婚姻と定住を促進するための結婚新生活支援補助金の増額をするものであります。

一番下の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費2億1,668万4,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、民間保育園や幼稚園の人件費の引き上げに対する民間保育園の委託料1億5,632万5,000円及び幼稚園等への負担金5,444万9,000円の増によるものであります。

次に、21ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄1つ目の○、放課後児童健全育成事業費124万円の増につきましては、物価高騰の影響を受ける放課後児童クラブの事業者に対し、物価高騰対策支援のための補助金を増額するものであります。

以上で、議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）のうち、教育委員会が所管します主な歳入・歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

2番目の表になります。

15款 国庫支出金 2項5目 教育費国庫補助金の説明欄、小学校管理費国庫補助金200万2,000円の増につきましては、小中学校7校のネットワークアセスメントを実施するための国庫補助に伴い増額するものであります。

補助率は3分の1であります。

次に、9ページをお開きください。

3番目の表になります。18款 寄附金 1項3目 教育費寄附金 3節 中学校費寄附金の説明欄、教材教具購入費寄附金100万円の増につきましては、市外の方から母校であります東中学校の教育の充実のためにご寄附をいただくため、増額するものであります。寄附金につきましては、かぬま・あわの振興基金に積み立てまして、用途が決定次第、補正予算にて執行する予定でございます。

次に、その下、4節 社会教育費寄附金の説明欄、図書館資料充実費寄附金50万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様から、図書資料充実のため、ご寄附をいただいたため、増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

2番目の表になります。

2 款 総務費 1 項 8 目 財産管理費の説明欄の一番上の○、市民情報センター維持管理費 500 万円の減につきましては、市民情報センター空調設備の更新工事が完了し、今年度のリース料が確定したことにより減額するものであります。

次に、27 ページをお開きください。

3 番目の表になります。

10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄の上の○になります。

奨学金等貸付事業費 1,175 万円の減につきましては、当初、奨学金申請者を 174 人で見込んでおりましたが、実績見込みで 150 人となることに伴い減額するものであります。

次に、4 番目の表になります。10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、情報化教育推進事業費 600 万 6,000 円の増につきましては、歳入でもご説明をいたしました、小中学校 7 校のネットワークアセスメントを実施するための経費を増額するものであります。

なお、本事業につきましては、全額を令和 7 年度に繰り越しをしまして、執行いたします。

次に、一番下の表、10 款 教育費 4 項 2 目 図書館費の説明欄の○、図書館資料充実費 50 万円の増につきましては、先ほどご説明いたしました寄附金を活用いたしまして、図書を購入する経費を増額するものであります。

以上で、議案第 11 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、教育委員会が所管します主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

28 ページ、10 款 2 項 1 目 学校管理費の中の情報化教育推進事業費、小中学校へのネットワークアセスメントということだったのですけれども、ちょっと言葉だけでは事業がわからないので、説明をお願いします。

○藤田委員長 はい、説明、お願いいたします。

はい、羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

梶原委員の質疑にお答えいたします。

こちらのネットワークアセスメントにつきましては、いわゆる学校でのネットワークにつながる通信スピード、こちらの要は調査になるのですけれども、実は今回計上するに当たりましては、事前に簡易調査というものを行っております。

この簡易調査というのが、全校、市内 34 校でそれぞれ行いまして、それで、調査内容としては、そうですね、国が定めます、奨励スピード、これを満たしているかどうか、あとはユーザー体験、実際にその使っているときに遅く感じるとか、そういうのがある

かどうかというような調査なのですけれども、それで、その調査の結果ですけれども、その推奨スピードを満たしていない学校が3校、これが東小学校、さつきが丘小学校、東中学校、こちらの3校でございました。

それで、ユーザー体験調査、いわゆる月に数回程度通信がちょっと遅いなというような、そういう場合があるというふうに回答をしていただいた学校が、実は4校ございまして、これがみどりが丘小学校と北押原小学校、北中学校、それから北押原中学校、あわせて7校、こちらの学校が、ちょっとそのスピードに、通信スピードに問題があるのだというふうなことでございました。

それで、そのほかの学校については、特に簡易検査の結果においても、あとは体感調査においても問題はないというふうなことでございましたので、今回その7校について、その、もうちょっと詳細な調査をするというふうなことで今回上げさせていただいたものでございます。

それで、本来、実は、これ、令和7年度当初に、この調査をちょっと予算で組んで、ちょっとやりたいというふうに考えていたのですが、実は昨年12月に、国のほうから、補正予算案のちょっと説明というのがございまして、GIGAスクール関係なのですけれども、それで、これがアセスメントの実施に係るその補助事業、これが新たに補正でちょっと新設されるというふう、新設されたというふうなことなのですね。

それで、令和6年度内の補正でこれを確保して、令和7年度への繰越事業とするという旨がちょっと示されました。

そこで、この事業を活用しまして、今年度、今回ですね、補正予算として要求させていただいたものでございます。

ネットワークアセスメント、先ほど申しましたように、詳細な調査というふうなことで、現地調査なども含めまして、実施をしたいというふうに考えております。

こちら予算のほうでございますように、606万円というふうなことでございますけれども、1校当たり、そうですね、85万8,000円かかるというふうな試算でございましたので、7校あわせて、600万6,000円ということで計上させていただいているものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

20ページになります。

一番下の段ですね、3款2項1目児童福祉総務費で、一番上の○で、委託料ということで、これを少し説明をしてもらったのですけれども、この1億5,632万5,000円というところで、もうちょっと詳しく説明を聞きたいと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまの梶原委員の質疑にお答えいたします。

施設型給付・地域型保育給付等事業費の委託料ですね、の1億5,632万5,000円の詳細についてお答えいたします。

こちら歳入のほうでも補正を計上しておりますけれども、国家公務員の人事院勧告に伴う人件費の増加、そのほか、物価高騰による光熱費等の増加、そういったものの増加分、給付費になります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

いいですか、はい。

ほかに質疑はございますか。

はい、では、別段。

○梶原委員 最後。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、すみません。

では、最後にします。

その同じ20ページの上の段になります。

3款1項6目の女性青少年費の中の結婚対策費が300万円プラスの補正予算ということでは、事業がうまくいって、追加ということなのかなと思うのですが、この実績みたいなものというのは、何か数字で表せるものがあれば、お聞きしたいと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

ただいまの梶原委員の質疑にお答えいたします。

実績で申し上げますと、令和3年度が16件、令和4年度が12件、令和5年度が34件で、今年、令和6年度が約51件ぐらいを見込んでおります。

制度としましては、令和5年度に、その支給要件がちょっと緩和というか、拡大されたところがありまして、支給要件として、それまで夫婦の所得の合計が、400万円という基準があったのですが、令和5年度以降は550万円未満まで拡大されたということとあわせて、夫婦ですね、それまで要件が39歳までということ、39歳までで、30万円ということだったので、令和5年度以降は、若い夫婦には、夫婦ともに29歳以下であれば60万円まで、39歳まで、どちらか、そうですね。

それで、39歳までがそれまでと同様の30万円ということで、制度が拡大されたため、令和5年度以降ですね、ちょっと件数が増えているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 すみません。

先ほど令和5年度以降、要件が拡大、制度が拡大されたという説明の中で、私の説明の中で、それまで400万円未満だったものか、550万円と、何か説明したようでしたけれども、正確には500万円未満まで拡大ということでしたので、訂正させていただきます。

○藤田委員長 はい、それでは、ほかにご質疑はありますか。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第11号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第12号 令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしく申し上げます。

議案第12号 令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1段目、4款 国庫支出金 1項1目 総務費国庫補助金394万円の増につきましては、災害臨時特例補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、こちらはマイナ保険証の導入に関する補助金でございます。

こちらの確定によりまして、増額をするものでございます。

次に、3段目、7款 繰入金 1項1目 一般会計繰入金2,268万円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の額の確定により一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、4段目、9款 諸収入 1項1目 延滞金900万円の増につきましては、被保

険者の延滞金の納付の伸びを推計しまして、増額をするものでございます。

続いて、5 段目 9 款 諸収入 4 項 1 目 第三者納付金 200 万円の増及び 2 目 返納金 140 万円の増につきましては、それぞれの実績見込み額に応じて増額をするものでございます。

同じく 9 款 諸収入 4 項 3 目 雑入 2,316 万 8,000 円の増につきましては、過年度分の療養給付費等の額の確定による精算に伴い、増額するものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

5 ページをお開きください。

2 段目、7 款 諸支出金 2 項 5 目 償還金 3,914 万 3,000 円の増につきましては、令和 5 年度の保険給付費等普通交付金や特定健診等負担金等の確定によりまして、国及び県に返還するものでございます。

最後の段、8 款 予備費 1 項 1 目 予備費 2,231 万 5,000 円の減につきましては、歳入、歳出の額の調整により減額するものでございます。

以上で、令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 12 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 13 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。

よろしく願いいたします。

議案第 13 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。

一番上の段、3 款 国庫支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金 525 万 3,000 円から 4 段目、5 款 県支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金 346 万 2,000 円につきましては、居宅介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費等の増額により、国県負担金等を増額補正するものであります。

次に、5 段目、6 款 財産収入 1 項 1 目 利子及び配当金 96 万 9,000 円につつま

しては、介護給付費準備基金利子収入の増額により増額補正するものです。

次に、下から3段目、7款 繰入金 1項 1目 介護給付費繰入金 335万2,000円から下から2段目、2項 1目 介護給付費準備基金繰入金 670万5,000円につきましては、居宅介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費等の増額により増額補正するものであります。

次に、一番下の段、9款 諸収入、4項 2目 返納金 3,455万円及び3目 雑入 1,382万円につきましては、不適切な運営が発覚した事業所から行政処分に伴う返納金及び加算金により増額補正するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

一番上の段、2款 2項 1目 介護予防サービス等諸費 2,649万7,000円の増につきましては、居宅介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費等の増額により計上したものであります。

次に、2段目、2款 保険給付費 3項 1目 審査支払手数料 320万円増につきましては、介護給付費審査支払事務費の増額により増額補正するものです。

次に、3段目、4款 1項 1目 介護給付費準備基金積立金 4,933万9,000円の増につきましては、不適切な運営の発覚した事業所から行政処分に伴う返納金及び加算金を留保するために積み立てを増額計上するものであります。

以上で、議案第13号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を終わりにします。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

3ページ、歳入ですね、一番下の段、9款4項2目返納金と3目雑入、先ほど不適切な運営をした、某施設ということなのですが、これ、もう今、この予算、補正予算がきているということは、もう回収されてお金が入っているのか、いつ頃入るのかというのをちょっとお聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 はい、介護保険課長、根本です。

梶原委員の質疑についてお答えします。

不正請求の返納、返還につきましては、今納付書等を発行しております、発行しないと期間がどんどん短くなって、鹿沼市に入ってくるお金が少なくなっていってしまうというのがありまして、納付書をこの期限で切らなくてはいけないということで、納付書は現在発行しております。

それで、その事業所につきましては、現在、今のところ3回打ち合わせをしまして、額が額なものですから、一括で返納できるか、それとも分割になるかというところで、今返納についてのご相談を受けるところでありますので、実際、どこの時点で入るかというところ、まだ決まっておりません。

しかし、このお金、国県が入っているものですから、市としても、国・県に精算、精算時期だから、令和7年度の9月の精算時期に戻していく形になります。

それで、市としては、そのときまでに、国県に返す分まではとりあえず回収していきたいと思って、今相談をしているところなのが現状です。

あと、すみません、1つ説明を誤りまして、ここで訂正させていただきます。

5ページの2段目、2款保険給付費3項1目の審査支払手数料の増額ですが、32万円です。

320万円と申しましたので、そちら訂正していただければと思います。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

○梶原委員 見通しが立っていないということ、という認識でいいということですよ。

○藤田委員長 見通しが立っていないという。

○梶原委員 だけれども、補正予算は上がったという。

○藤田委員長 そういうことね。

はい、では、ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第13号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第14号 令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしく申し上げます。

議案第14号 令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1段目、1款 後期高齢者医療保険料 1項 1目 特別徴収保険料 4,818万8,000

円の増につきましては、保険料率改定により1人当たりの徴収額が増となったため、増額をするものでございます。

同じ段、1項 2目普通徴収保険料 6,321万4,000円の増につきましては、同じく保険料率改定により1人当たりの調定額が増となったため、増額をするものでございます。

2段目、3款繰入金 1項 2目 保険基盤安定繰入金 2,279万3,000円の減につきましては、保険基盤安定制度繰出金の額の確定により、市からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

5ページをお開きください。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 8,860万9,000円の増につきましては、歳入予算1款後期高齢者医療保険料の増額分と、3款保険基盤安定制度繰入金の減額分との差額について、増額をするものでございます。

以上で、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第14号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第21号 鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

松島保育課長。

○松島保育課長 保育課長の松島です。

よろしくお願いたします。

議案第21号 鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

議案説明書、議案第21号のページをお開きください。

よろしいですかね、はい。

それでは、まず、乳児等通園支援事業という言葉の意味なのですが、通称「誰でも通園制度」と呼ばれるもので、令和6年6月に成立いたしました「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により規定された事業でございます。

また、児童福祉法におきまして、この制度を開始するに当たって、必要な事項を「市町村の条例で定めること」とされておりますので、今回新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、お示しの条例案のとおり、ちょっと国の基準に定めるとおりとすると、準用するという内容になっておりますので、国の基準の概要について、ご説明いたします。

国の基準におきましては、「事業の目的」ですとか、「実施する日、利用時間」、「費用の種類や金額」、「安全性の確保」など、本制度を実施しようとする事業所が各自要綱などで定めておくべきものを掲げたもの、それから設備の面積等の基準、職員の配置基準など、そういったものを定めることという基準になっております。

既存の保育施設等、設備や運営の基準と同様の内容ということで、通常の保育園と同じような体制をとりなさいということを示している内容になっております。

関連ですので、こども誰でも通園制度の概要について、ご説明いたします。

制度創設に当たりましては、孤立した育児の中で抱える不安や悩みへの支援強化、それから全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な育成環境を整備する、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化することなどを目的としております。

対象は、ゼロ歳6カ月から2歳までの未就園児、保育園・幼稚園等に通っていない子供を対象に、月に一定時間まで、就労などの利用要件を問わず、柔軟に保育施設を利用できるための制度となっております。

なお、令和7年度につきましては、「子ども・子育て支援法」において、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、補助事業に位置づけられますが、令和8年度以降は、全国で実施される「乳児等のための支援給付」、という趣旨で、新たな給付事業に位置づけられることとなります。

以上で議案第21号 鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 確認なのですが、これ条例自体が、これがもうここに載っているものが条例で、この条例というのは「基準を定めなさい」と言っているだけの条例なので、その基準については、我々議員の審査するところではないので、お示しはありませんけれどもということよろしいですか。

○藤田委員長 はい、では、お願いします。

松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

はい、おっしゃるとおりでございます。

この後、要綱等ですね、国のほうから詳細のひな形等が示される予定になっておりま

す。

実は、2月中旬という、最初予告だったのですが、実はまだ詳細なもの、届いてございません、はい。

届き次第、整備をしまして、実施に向けて準備をしまいたいと思っております。

はい、以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

わかればなのですけれども、既存の保育施設を利用して、そこに令和7年度は補助で、令和8年度から給付という形で、支援していくということでしょうかね。

それによって枠が増える、各保育施設の誰でも通園枠というのが増えるというふうに単純に考えてよろしいですか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

はい、実は、現在も一時保育というものがございまして、こちらは一般型と余裕活用型というものがあります。

一般型というのは、その一時預かり保育をするための職員を配置してあるというもので、余裕活用型につきましては、預かれる定員ぎりぎり、空きがあれば預かれるというような内容になっています。

それで、現在鹿沼市全て、公立3園を除いて、全て余裕活用型という一時預かりの制度をやっているのですけれども、今回のこのこども誰でも通園制度につきましても、余裕活用型の利用が可能ということで、一時預かりとあわせてですね、各公立・民間あわせまして、その定員に余裕のある部分で、預かれるということになるので、その分枠が広がるという認識ではございませんので、はい、ご認識いただければと。

はい、以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、ほかにご質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第21号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第23号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

よろしく申し上げます。

議案第 23 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

お手元の新旧対照表 84 ページをお開きください。

今回の改正は、国保税の課税上限額であります賦課限度額を、国が定める法定限度額に改定するものでございます。

賦課限度額は、国が示す額を上限としまして、市町村で定めることとなっております。

現在の賦課限度額を、令和 7 年度課税分から後期高齢者支援金分を 22 万円から 24 万円に引き上げ、据え置く医療分 65 万円と介護分 17 万円とをあわせて 106 万円とするものでございます。

現在、県内における国保税の水準の統一化を進めておりまして、その方針におきましても、賦課限度額は、法定賦課限度額にすることとされております。

本市の国保運営協議会でも、「国が賦課限度額を改定した場合は、その翌年度中に国の賦課限度額と同額に改定することについて」、令和 3 年 11 月に答申をいただいております。

今回の引き上げで影響を受けますのは、40 世帯、353 万 4,400 円の調定増を見込んでおります。

次に、昨年度一部改正を行いまして、令和 6 年度 1 月 1 日から施行された産前産後免除について、文言の追加があります。

条文の「均等割」と「個人番号」の定義について追記をいたします。

いずれも文言を補足するもので、この改正によって、今年度の運用に影響はございません。

以上で、鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてのご説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

ちょっとわからなかったということが、今の説明で大分わかってきまして、そうですね、22 万円を 24 万円に変えるというのは、これ、令和 5 年で国で決まっていたので、令和 6 年からやらないのだなと思っていたら、県か何かの答申で、翌年にあわせるということで、24 万円になりましたと。

そうすると、これ、何ですか、先の話になってしまいますけれども、2025 年度中にまた 3 万円プラスという話があって、106 万円が 109 万円になるという話は、これは、では、来年に、そういう場合は、この来年に変わるということよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 はい、保険年金課長の金子です。

はい、今梶原議員がおっしゃったとおり、また次年度、賦課限度額の引き上げが予定されております。

それで、県内ですと、日光市、矢板市、さくら市、那須烏山市は、もうその年にすぐに賦課限度額を引き上げるという対応をとっておりますので、そちらは引き上げになり、鹿沼市とそれ以外の市につきましては、来年度から、その額に引き上げるというようなことになるかと思えます。

以上です。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

はい、ほかに質疑はありますか。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 23 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○藤田委員長 異議あり、はい。

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○藤田委員長 はい、賛成多数でございます。

したがって、議案第 23 号については、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第 32 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。

それでは、議案第 32 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号)の歳入・歳出についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか、はい。

15 款 国庫支出金 2 項 6 目 教育費国庫補助金 1 節 小学校費国庫補助金の説明欄、校舎等施設整備事業費国庫交付金 6,383 万 3,000 円の減につきましては、当初予算の中でもご説明をさせていただきました菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修工事の第 2 期、それと津田小学校の大規模改造(トイレ改修)工事の第 1 期のほか、西小学校の屋内運動場、こちらの空調機設置工事に対する交付金でありまして、国の補正予算に伴い、交付の内示があったことから、令和 7 年度から令和 6 年度に前倒し

となります。

本補正予算で減額をいたしまして、6年度補正予算に組み換えるものであります。

補助率は菊沢東小学校、みどりが丘小学校、津田小学校については3分の1、それで、西小学校につきましては2分の1となっております。

次に、その下、2節 中学校費国庫補助金の説明欄の2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金5,396万5,000円の減につきましては、北犬飼中学校の大規模改造（トイレ改修）工事の第1期及び南摩中学校大規模改造（トイレ改修）工事のほか、北中学校の屋内運動場空調機設置工事に対する交付金でありまして、小学校費同様の理由から本補正予算で減額をいたしまして、令和6年度補正予算に組み換える、組み換えをするものであります。

次に、19款 繰入金 2項4目 公共施設整備基金繰入金1億7,666万7,000円の減につきましては、先ほどご説明をいたしました小中学校の各工事の財源としておりましたが、国の補正予算により、令和6年度予算に前倒しとなることから、減額をするものであります。

次に、22款 市債 1項6目 教育債 1節 小学校債の説明欄、校舎等施設整備事業債2億7,720万円の減につきましては、先ほど小学校費国庫補助金でご説明しました各工事の財源としておりましたが、こちらも国の補正予算により、令和6年度予算に前倒しとなることから、減額をするものであります。

その下、2節の中学校債の説明欄、校舎等施設整備事業債2億4,070万円の減につきましても、先ほどと同様の理由から、減額をするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

10款 教育費 2項小学校費 1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費4億3,571万2,000円の減につきましては、先ほどご説明しましたとおり、菊沢東小学校、みどりが丘小学校、津田小学校、西小学校の工事などに要する経費であります。

こちらにつきましても、交付の内示があったことから、令和7年度予算から令和6年度予算に組み換えをするものであります。

次に、10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費3億7,665万3,000円の減につきましては、北犬飼中学校、南摩中学校、北中学校の工事などに要する経費となっております。

こちらにつきましても、同様の理由から、令和6年度に予算を組み換えするものでございます。

以上で議案第32号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部から説明がありました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

歳出の5ページ、6ページになります。

まず1段目のところなのですが、令和7年度の予算は5億1,012万8,000円だったのを、ここで減額で、4億3,571万2,000円にすると、7,441万6,000円というのは、残りますねと。

これの中身について伺います。

それで、その下段の中学校費のところも同じで、令和7年度は6億7,363万5,000円だったものを、減額で3億7,665万3,000円ということで、残として2億9,698万2,000円というのが残りますと。

これの中身について教えてください。

○藤田委員長 説明を求めます。

佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。

それでは、梶原委員の質疑にお答えをいたします。

令和7年度の当初予算と補正予算での差額ということでございますけれども、校舎等整備事業費の中で、令和7年度に残るものとしたしましては、西小学校の測量業務、それと、みなみ小学校屋内運動場の長寿命化改良工事、こちらの実施設計ですね。

それから、大型スポットエアコン設置に伴う電源増設工事の設計。

それから、残るものが、消防設備の改修工事、ガス漏れ警報器等の改修工事、放送設備の改修、それからですね。

○梶原委員 大きいものだけでいいですよ。

○佐藤教育総務課長 はい。

○梶原委員 大きいもので。

○佐藤教育総務課長 あ、大きいものでよろしいですか。

はい、では、そうすると、その辺ですかね。

あと、小学校関係で、小学校の屋根の修繕、修繕工事とか、床の張り替え工事等々もございます。

それを合計しますと、残額と、差額という形になります。

それで、中学校費でございますけれども、中学校費につきましては、大きいものと、先ほど小学校費でも申し上げました、消防設備とか、ガス漏れ警報器関係、それから放送設備ですね、こちらの改修工事なども入ってございます。

それから、令和7年度に残るのが、大きいものと、東中学校、西中学校、それと南押原中学校、栗野中学校、この4校の屋内運動場の空調機の設置工事、こちらのものが全て令和7年度に残ることになります。

補助に、令和6年度に繰り越すのが、補助事業の対象のものが、全て令和6年度

に、補正予算で上げていると、あるというような形になります。

大きなものとしめすとそちらになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 32 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可と
することに決しました。

次に、議案第 33 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、教育福祉
常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、議案第 33 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）の歳入・歳出
についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

令和 6 年度補正予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。

15 款 国庫支出金 2 項 5 目 教育費国庫補助金、1 節 小学校費国庫補助金の説明欄、
校舎等施設整備事業費国庫交付金 6,919 万 4,000 円の増につきましては、先ほど一般会
計補正予算の 1 号でご説明しましたとおり、菊沢東小学校、みどりが丘小学校、津田小
学校、西小学校の工事に対する交付金でありまして、先ほどご説明しましたとおり、交
付の内示があったことから、令和 6 年度に前倒しで、補正予算として組み換えるもので
ございます。

次に、その下、2 節 中学校費国庫補助金の説明欄 2 行目、校舎等施設整備事業費国
庫交付金 5,450 万 4,000 円の増につきましては、こちらも先ほど説明しました北犬飼中
学校、南摩中学校、北中学校の各工事に対する交付金でありまして、小学校費同様の理
由から、本補正予算で組み換えるものであります。

次に、22 款 市債 1 項 7 目 教育債 1 節 小学校債の説明欄、校舎等施設整備事
業債 3 億 6,360 万円の増につきましては、先ほど小学校費国庫補助金でご説明しました
各工事の財源としております。

こちらも国の補正予算に伴いまして、令和 6 年度予算に前倒しとなることから、組み
換えて増額するものであります。

次に、その下、2節 中学校債の説明欄、校舎等施設整備事業債3億1,890万円の増につきましても、先ほど国庫補助金でご説明しました各工事の財源としておりまして、国の補正予算に伴い、令和6年度に前倒しとなることから、組み換えて増額するものがあります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

10款 教育費 2項小学校費 1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費4億3,571万2,000円の増につきましても、歳入でご説明しましたとおり、菊沢東小学校、みどりが丘小学校、津田小学校、西小学校の工事などに要する経費であります。

こちらにつきましても、国の補正予算に伴って、交付の内示があったことから、令和6年度予算に組み換えるものであります。

なお、本事業は全額を令和7年度に繰り越し、工事執行をいたします。

次に、10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費3億7,665万3,000円の増につきましても、歳入で説明しましたとおり、北犬飼中学校、南摩中学校、北中学校の工事などに要する経費でございます。

こちらも、同様に国の補正予算に伴い、交付の内示があったことから、令和6年度の予算に組み換えるものでございます。

この事業におきましても、全額を令和7年度に繰り越しを行いまして、工事の執行をいたします。

次に、14款 予備費 1項1目 予備費616万7,000円の減につきましても、先ほどご説明しました小中学校の校舎等施設整備事業に充当するものであります。

なお、令和7年度補正予算（第1号）と令和6年度補正予算（第9号）の歳入の国庫支出金の組み換え差額、590万円ほどありますけれども、こちらにつきましても、内定額ですね、今年の2月に内定が出たわけなのですが、それに基づく差額でありまして、内容としましては、補助単価の増並びに事務費上乘せ分、こちらが加算されたため、590万円の増となっているところでございます。

以上で、議案第33号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第33号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可と

することに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午後 4時36分)